

厳しい状況下における 社会調査

個人情報保護法が平成15年5月に制定され、
同17年4月から全面施行となった。

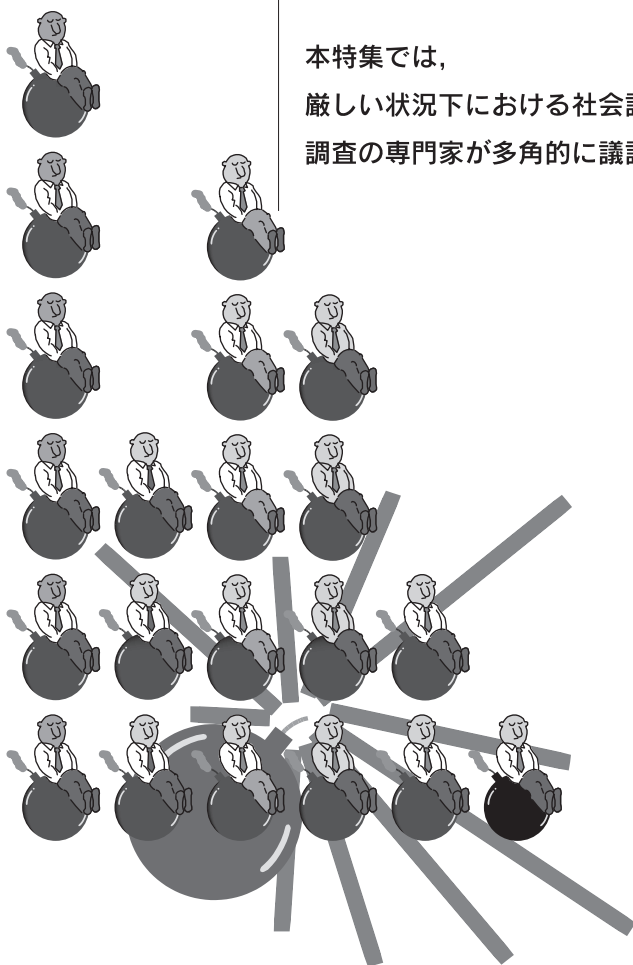
社会調査は以前にも増して困難になりつつある。

調査回収率が50%前後で、その結果は信頼できるのか？

調査員の質と倫理観を高めるためにはどうすればよいか？

本特集では、

厳しい状況下における社会調査の現状と課題について、
調査の専門家が多角的に議論します。



1

社会調査にとって本当の課題はなにか

盛山 和夫 (東京大学大学院人文社会系研究科教授)

1 調査環境の問題

今日、社会調査は大きな曲がり角にさしかかっている。誰もが問題に感じているように、なんとと言っても調査環境の著しい悪化がある。住民基本台帳法の改正を契機に、住民基本台帳や選挙人名簿の閲覧を拒否したり、難しい条件をつけたりする自治体が増え、無作為抽出の原理を忠実には履行できないことが多くなってきている。それに加えて、たとえ調査対象者が適切に抽出されたとしても、回収率が非常に悪い。一般的なプライバシー感覚の高まりによる調査拒否のほか、オートロック・マンションや早朝出勤・深夜帰宅など現代の多様化したライフ・スタイルのために、対象者との接触そのものの困難さが増している。

こうした状況を前にして、鈴木督久氏などは「世論調査は終焉した」というようなショッキングな記事を書かれている(鈴木, 2007)。RDDやエリア・サンプリングなど、住民基本台帳等に代わる抽出の工夫が進んでいるとはいえ、回収率の低さそのものはいかんともしがたい。回収率が50%そこそこかそれを下回るような状況では、回収標本を母集団からの正確な無作為抽出だと見なすことには無理がある。むろん、だからといって調査結果

がまったく無意味だというわけではなく、留保つきではあれ、現に種々の世論調査は依然として今日の政治プロセスの重要な一翼を担っているのだから、「終焉した」とまで言うのはやや極端すぎるだろう。こうした中でも、ほとんどの調査関係者(調査会社、研究者、官庁・企業における調査担当者など)は意義ある調査水準を維持しようと必死に努力しているのであり、それはけっして無駄なことではない(鈴木氏の真意も、状況の変化のもとで新しい体制作りに向けた努力を促すことにある)。

調査環境の悪化をくい止め、さらには改善をはかるとするのは、たんに、調査をいわば「飯のタネ」として仕事をしている調査会社や研究者の私利私欲にかなっていないというのではない。——残念ながら、住民基本台帳の閲覧に否定的な自治体には、調査をそのようなものだと見なしているケースが少なくないのだが。一般論として、社会調査は現代の社会を構成し運営していくための不可欠の事業になっている。直接的には当該企業の私利私欲に役立てられることをめざした調査でさえそうである。たしかに、一部で調査公害のようなものが発生しているかもしれないが、それはいわば経済活動によって自動車排気ガスの増大という公害が生じているようなものである。排気ガスがもたらす環境悪化を解消することは必要だが、そのために自動車その

ものの使用を大幅に制限するのは適切ではない。同じことが、調査一般についても言える。

この観点から、調査に携わる研究者として調査環境改善のためにさまざまな努力や働きかけを行うことは大変重要なことであろう。そのために、本機構や各学術団体がはたすべき役割もきわめて大きいと言える。

しかし本稿では、それとは違う側面から今日の社会調査とりわけ学術的調査にとってより重要だと考えられる問題を指摘して論じたいと思う。それは、学術的調査ははたして本当に学術の進展に役立っているか、という問題である。

2 学術的調査研究の停滞

今日、学術的な社会調査が毎年どれだけ実施されているかの正確な数値はわからないが、社会学、社会福祉学、教育社会学、社会心理学、などの分野を中心に、おそらく膨大な数にのぼるだろう。それには、研究費という金銭的資源のほか、研究者、学生・院生、大学や自治体の職員、そして調査対象者の労力や時間など多くの資源が使われているのである。

問題は、それに見合った成果が生み出されているか、ということである。むしろ、成果は一義的かつ客観的に決まるものではない。ただ、1つ明らかだと思われるのは、今日、調査を用いた研究の成果が非常に見えにくくなっているということである。もしも研究者の間でさえそうだとしたなら、ましてや一般の人々にとってはなおさらそうだろう。そうなると、たとえ「学術的調査は学術の発展という社会にとって有意義な役割をはたしています」と言ったところで、たんなるお題目にしか受け取ってもらえない。研究者自身、あるいは研究者のコミュニティにおいて、「社

会調査が学術の発展に貢献している」ことへの嘘偽りのない確信がなければ、他の人々にそう思ってもらうのは不可能である。

振り返って考えると、われわれ自身が調査を用いた学術的研究に携わる研究者になることを志したとき、そこにはわれわれを惹きつけたさまざまな研究事例や研究者が存在していたはずである。統計データを用いた事例研究としては、リンド夫妻の『ミドル・タウン』、ウォーナーたちの「ヤンキー・シティ」研究シリーズ、ハンターの『地域権力構造』、ダールの『誰が統治するのか』など、数多くの「名作」がきら星のごとく並んでいる。主に質的なデータや資料を用いたものでは、ホワイトの『ストリート・コーナー・ソサイエティ』、フロムの『自由からの逃走』、リースマンの『孤独な群衆』、ミルズの『ホワイトカラー』、さらにはベッカーの『アウトサイダーズ』、ゴフマンの『アサイラム』等がすぐ念頭に浮かぶ。そして、量的データを用いたものとしては、デュルケムの『自殺論』を筆頭として、ソローキンの『文化的・社会的移動』、ラザースフェルドらの『ピープルズ・チョイス』、スタウファァーらの『アメリカ兵』、リブセットとベンディックスの『産業社会の社会移動』、ブラウとダンカンの『アメリカの職業構造』、それに日本で言えば、戸田貞三の『家族構成』、森岡清美の『家族周期論』、安田三郎の『社会移動の研究』等を挙げるができる。

いまでは古典ともいえるこうした調査研究こそ、社会学およびその関連分野において、社会調査ないしその他の実証データに基づく研究の重要性をわれわれに知らしめ、調査によってそうした素晴らしい研究を成し遂げることができるかも知れない、という希望をはぐくんだものである。

問題は、はたして今日、同じような希望を抱くに足るような成果が生み出されているか、ということである。その点は、大いに心許ないように思われる。ここには、調査研究には限定されない、社会学および関連分野にまたがる全般的な問題状況が潜んでいると思うのだが、そこに行く前に、具体的な状況を確認しておこう。

階級・階層研究は、調査データを駆使した社会学的研究として、少なくとも日本では最も成果を誇っていい研究領域だといえる。とくに、1955年に始まるSSM調査研究は、尾高邦雄、安田三郎、富永健一らの先駆的な業績を踏まえつつ、着実にそれらを乗り越えるような新しい知見や考察を生み出してきた。しかし、10年ほど前、1995年の調査プロジェクトを準備する中で、私は、日本に限らない世界レベルの階級・階層研究の動向について大きな危機感を抱いていた。それは、この領域の研究があまりにも統計的分析手法の高度化に走っていて、階級・階層理論の発展がなおざりにされているのではないかということであった。¹その後、個人的には多少ともこの点を意識して研究を進めたつもりだが、全般的な状況は必ずしも改善されてはいない。たしかに当時と違って今日では、分析手法の高度化競争は沈静化する一方で、貧困と格差拡大の問題が日本はもとより世界的にも大きな関心を集めるようになってきた。社会学者だけでなく広範な分野の研究者がこの問題に参入して、歴大な実証的研究を生産している。それはそれで、研究テーマが実質化して大変いいことなのだが、「で、階級・階層の理論はどうなっているの？」という疑問は依然として残ったままだ。

階級・階層でそうなのだから、ましてい万人や他の領域においておや、ということにな

る。家族、農村、都市、産業・労働、教育、社会意識、社会運動、政治、等々といった伝統的な実証的社会学研究の諸領域において、この2、30年間にいったいどのような学問上の進展があったと言えるだろうか。²新しい領域であるジェンダー、環境、国際などは、さすがにある程度はさまざまな進展が見られるけれども、そこでもすでに理論上の停滞に陥っているように思われる。

この2、30年、大学や大学院の一般的な拡充もあって、社会学および関連分野の研究者数は著しく増大し、調査研究の数も夥しいものになった。社会学会だけを見ても、学会大会や機関誌での調査データを用いた研究報告は盛んになされている。しかし、それらを瞥見して強く感じるのは、いずれも「テーマが小さい」ということである。むろんそうした報告の多くは比較的若い人たちが中心で、どうしても手堅く研究をまとめることを優先しがちになるのはやむをえない。しかし、かといって学界での地位を確立したはずの中堅以上の研究者から、大きなテーマに果敢に挑戦するような仕事が生産されているかといえば、そうでもないだろう。

3 国際性と革新性

最近になって私は、理系・文系を超えて、日本における他分野の学問の状況や体制について多少とも知る機会が増えた。そうした中で、社会学系の学問が今日抱えている問題状況をどうしても強く意識せざるをえなくなってきた。というのは、世界と日本、理系と文系、また文系の中でも経済学・心理学に対する社会学系といったような複数の座標軸において学術の動向を比較すると、とりわけ日本の社会学系の学術は、どの座標軸をとっ

でも大きな問題を抱えている側に位置づけられるように思われるのである。

ただ、公平を期して、次の点は指摘しておきたい。それは、マス・メディア的な関心や地平のレベルでの「発信」という点では、今日の日本における社会学系のプレゼンスはけっして小さくはない、ということである。格差問題に絡んで、数多くの社会学者の著作や発言が広く知られているし、ジェンダー、少子化、介護、教育はもとより、ナショナリズム、多文化状況、サブカルチャーなどの問題において、社会学者が大きな役割をはたしていることは明らかである。そうした点では、社会学系の研究者の仕事は、おそらく、数学者や理論物理学者などよりもはるかに広く知られていると言っていいだろう。

しかし残念ながら、こうしたプレゼンスの高さは、必ずしも学問の発展と結びついてはいない。本当を言えばここには、学問の発展と結びつくことによって、日本における社会学系の研究水準を飛躍的に向上させうる契機が潜んでいるように思われる。その可能性は疑いない。しかし、現状はそこまで行っていないし、その結びつきを強めようとする努力もあまり見られないのである。

さて、社会学系の学問が他と比べてより多く抱えている問題は、現象面では次の2点に集約される。第一は「国際性の弱さ」である。これはすべての学問分野で指摘されて、改善が急がれている周知の問題ではあるが、社会学系の弱さは極端に目立つ。国際性があるとは、具体的には、日本人ないし日本での研究成果が国際的な学界において高く評価されていることであり、現象レベルでは参照されたり言及されたりする頻度が高いこととして観測される（むろん、後者はたんなる1つの指標に過ぎないが）。社会学でも最近では海外調査や海

外の研究者との交流、あるいは国際学会や研究集会での発表などは盛んになってきているものの、それぞれの領域で「高く評価される」ような事例はきわめて乏しい。これは、理系との比較はもとより、経済学や心理学と比べても大きく立ち遅れている事態である。

第二は、「革新性の低さ」である。この点は、日本のみならず、世界レベルで社会学系の学問が共通に抱えている問題だと言える。ここで「革新性の低さ」と言っているのは、個々の研究において探求しようとしている課題が、その学問領域の学問の発展にとってどのような意味をもち、課題の達成によってその水準をどの程度引き上げることになるかについての明確な自覚も他者からの評価も乏しいということである。たとえば、欧米でやっている調査研究を日本でやってみました、というような研究の革新性は低い。あるいは、ホームレスの人々となんとかラポールを形成して、その人たちのライフストーリーや置かれている問題状況を明らかにしました、というような研究もそうだとやわぎるをえない。なぜなら、それだけだと、ある農村の共同性の衰退を確かめてきました、あるNGOの活動を調査してきました、ある住民運動の生成と挫折を調べてきました、というようなたんなる事例の収集でしかないからである。同じことは、教育機会の階層格差が増えたか減ったか、所得格差が増えたか減ったか、というような事実探求だけをめざした統計的調査研究についても言える。

これらには、自らの経験的な調査研究によって、学問の理論および概念図式レベルでどのような革新が促されることになるのかについての問題関心がまったく欠落している。これは、欧米の社会学も大同小異である。そして、ここでも経済学や心理学との差が大きい。

というも、これらにおいては、社会学とは比較にならないほど、知識の理論的整序が進んでいて、個々の研究が理論上のどの問題に関わっているかをはっきりさせやすいし、逆にそうでなければ研究として評価されないからである。

以上述べた国際性の弱さと革新性の弱さは、社会調査に限らず社会学系の研究全般に共通する深刻な問題状況なのだが、そのことは、社会調査の意義を世間に向けて訴えかける上で最大の障碍になっている。なにしろ、研究者自身が、社会調査によっていかなる学術上の進展が得られるかについて、自信を持って語ることができないのである。欧米における社会調査も一般の人々からの協力が得られにくく、回収率が日本以上に低いことが多いという状況があるが、それはやはり社会調査の学術上の意義が理解しづらいことと関連していると言えるだろう。

むろん、社会調査の困難さは学術上の意義付けの乏しさだけが原因なのではない。国勢調査への協力の低下から明らかなように、プライバシー感覚の高まり、地域共同体の衰退、国家的権威への疑いなど、巨大な社会変化に起因する部分が大きいことも事実である。しかし、それらは研究者の側で制御できる要因ではないし、制御することへの規範的な問題もある。やはり状況の改善に向けては、まずもって研究者の側でできること、しなければならぬことから始めるべきであり、それは突きつめれば、研究そのものの水準向上が第一だということになるだろう。

4 調査研究の学術の意義向上のために

国際性の弱さと革新性の低さを克服するためには、社会学系の学問の大胆な自己改革

が必要とされる。それは並大抵のことではない。そんな大それたことを考える必要はないし、考えたくもない、という人も少なくないだろう。しかし、私はかなり楽観的である。たぶん、少なくとも数十名の研究者がその気になりさえすれば数年で顕著な改善が可能だと思う。

実は、国際性の弱さと革新性の低さとは密接に関連している。いかなる研究が学術の革新に貢献しているかについての国際的な共通認識の欠如こそが、日本の社会学的研究の国際性を弱めている最大の原因である。つまり、どういう研究成果をあげれば、それが学問の発展への貢献として国際的に評価されるのかが分からない。そのため、国際的な評価をめざした研究を遂行しようという意欲そのものが湧いてこない（分からないのだから、湧きようがない）。せいぜい、国際学会に行って何人かの名前の知れた外国の研究者と知り合いになり、報告をコメントし合うという程度の研究交流を持続して、一定の国際化をはたした気分になるしかないのである。

何が学問の革新になるのかの標準がはっきりしないところでは、研究と研究者の「評価」のハイアラーキーは学術の水準以外のさまざまな社会的・政治的構造によって規定される。たとえば、アメリカの社会学界の内部に確立している階層構造に外部から入り込むことは容易なことではない。一例を挙げれば、かつて安田三郎の開放性係数の論文が *ASR* に掲載されたものの (Yasuda, 1964)、その後の階層研究からはほとんど黙殺されてしまったということがある。端的に言って、向こうの研究者コミュニティに face to face の関係で参加していなければ、正当な評価をうることは難しいのである。

こう書けば、社会学系の現状の自己改革は

ますます難しいという印象を与えるかもしれない。しかし、次のように考えることもできる。幸か不幸か、革新性の低さは欧米とでも同じである。それぞれの領域で一定の努力を払えば、追いついて追い越せないという状況ではない。したがって、まず革新性という点で、日本の社会学的研究の水準を向上させる。それは、一方では、何が研究上の革新であるかの理論的整序を進めることであり、他方では、それに沿った具体的な革新を遂行することである。その上で、その成果を海外のあらゆる媒体と機会を捉えて発信していく。いかに欧米の学界がある種の自文化中心主義を引きずっていたとしても、真に革新的な仕事が発信され続けるならば、いずれは認めざるをえなくなるだろう。

ここで重要なのは、こうした努力は孤立した個人としてではなく、集団でのほうがはるかに容易であるし効果的だということである。テーマを共有する国内の研究者が、たとえ数人であっても共同して、自らの研究領域についての革新性と国際性との改善に意識的に取り組むならば、5年以内に目に見える成果を上げることが可能だろう。こうしたことが、2、3の領域においてでもなされるならば、それは社会学系全体を動かしていく起爆剤になるはずである。

これに関連して、日本の社会学系の研究の多くに見られる重大ではあるが簡単に直すことのできる欠点を指摘しておきたい。それは一言でいえば「ピア・レビューの欠如」あるいは「同業仲間の仕事への関心の欠落」である。それは現象面では、個々の論文における「参考文献の少なさや偏り」として現れている。よくあるのは、論文のテーマに関わる先行研究として欧米のものだけを挙げて、国内のものをほとんど無視するというケースであ

る。これは、明治以降の文化的欧米崇拜の遺制であるが、かりに国内の研究が取るに足りないものであっても無視するのではなく、研究としてどういう問題があるかを積極的に指摘すべきである。ましてや、評価すべき点は素直に評価しなければならない。

逆に、国内の先行研究しか参照していないケースもある。これは最近とくに障害者やホームレスのようなマイノリティに関する実証研究に目立つ傾向である。ここで起こっているのは単純な視野狭窄、勉強不足であるが、根底には、「自らの研究が国際レベルでの学術の進展にとってどういう貢献をなすものであるか」という問題関心の完全な欠落がある。

以上から明らかのように、ピア・レビューの欠如あるいはレビューの偏りは、われわれの学問共同体が抱えている深刻な問題状況を端的に表している。それは単純化して言えば「どういう研究が研究水準を革新するものであるか」に関する価値標準の喪失である。これはしかし逆に見れば、「適切なレビュー」の提示を心がけていけば、おのずからそうした価値標準の構築に取り組むことになることを意味している。さらに、ピア・レビューの強化は、同じ領域に携わる国内の研究者の間での（競争と協力とからなる）共同性の構築と、それを梃子とする国際性の向上にとって不可欠の要件である。

ピア・レビューの改善は難しいことではない。それはちょっとした気配りと心がけでなしうることだ。社会学系の学問の問題状況を解決していくための、誰にでもできる第一歩がこれであろう。

以上、本稿は、社会調査が抱えている問題の克服にとってやや迂遠に思われるかも知れないが、本質的だと考えられる課題を検討した。紙幅の関係で説明が十分でないところも

あるが、それはまた別の機会に論じたいと思う。

最後に一言。社会調査士資格認定機構は、将来、認定事業に加えて社会調査に関わる学術と実務の発展に寄与しうるようなさまざまな支援事業を展開していくことが考えられる。そこでは、上で述べたような国際性と革新性の改善を基盤として、社会調査を用いた学術の意義を実質的に向上させていくことがめざされるべきだろう。

注

- ・ 1 この点は、まず1985年SSM調査の第1巻報告書の序文（盛山，1988）で言及し、その後別の機会に少し詳しく論じた（盛山，1997）。
- ・ 2 この全般的な停滞状況は、東京大学出版会から刊行された2つの『講座社会学』の違いに明瞭に反

映されている。1970年代に刊行された（第2期の）『講座社会学』（全18巻）は、どの巻を見ても、それまでの社会学的研究の発展を跡付けつつ新しい課題に挑戦していこうとする息吹がひしひしと伝わってくる。それに対して、1990年代後半から刊行された（第3期の）『講座社会学』（全16巻）では、それぞれの領域がこれまでに何を達成し、これからどういう課題に取り組むべきかについてのメッセージがほとんど見えてこない。

文献

- 盛山和夫，1988，「序文」1985年全国SSM調査委員会編『1985年社会階層と社会移動全国調査報告書第1巻：社会階層の構造と過程』1-8。
- ，1997，「階層研究と計量社会学」『行動計量学』24(1)：1-10。
- 鈴木督久，2007，「調査の終焉」『日本行動計量学会会報』113：1-2。
- Yasuda, Saburo, 1964, "A Methodological Inquiry into Social Mobility," *American Sociological Review*, 29(1): 16-23.

社会調査士・専門社会調査士資格

現代の情報化社会では、おびただしい数の社会調査が行われています。変動の激しい、多極化・複雑化の進む社会的現実を捉え、生起するさまざまな課題や社会問題の解決を図っていくうえで、社会調査は不可欠の方法です。こうした社会調査の高まる重要性に比して、その担い手となる専門人材の育成システムの現状は、きわめて未整備の状態にあります。その結果として、現在実施されている社会調査の一部について、しばしば方法上・倫理上の問題点が指摘されており、社会調査の質的な改善や水準向上を求める声には大きなものがあります。こうした声に応え、社会調査に関する教育体制を整備し、科学的な社会調査を担える人材の育成を組織化すると同時に、その専門的職業としての資格の制度化を図ることが必要となってきました。そこで、日本教育社会学会、日本行動計量学会、日本社会学会の三学会が、相互の連携協力のもとに、2003年11月、「社会調査士資格認定機構」を創設しました。認定機構の主たる事業は以下のとおりです。

- 1) 社会調査に係る科目認定、資格認定および資格認定証の発行
- 2) 社会調査に関する調査、研究、教育
- 3) 社会調査の調査、研究、教育に関する関係諸機関との交流および協力
- 4) 社会調査の研究会、研修会、講演会等の開催
- 5) 社会調査の研究に関する刊行物等の編集発行
- 6) 社会調査倫理に関する綱領策定と普及に関する活動



「社会調査士・専門社会調査士」とは、社会調査の知識や技術を用いて世論や市場動向、社会事象等を捉えることの出来る能力を有する「調査の専門家」のことです。



2 「世論調査」の問題状況と社会調査士制度

大谷 信介 (関西学院大学社会学部教授)

1 「世論調査」をめぐる今日の状況

世論調査をめぐる最近の情勢を分析してみると、「その存在意義が高まってきている」という側面と「その方法論的基盤が崩壊してきている」という相異なる側面が、同時にしかも急速に顕在化してきていると指摘できる。

「世論調査政局」という言葉は、世論調査結果がその先の政治の流れを作っていくという意味合いで近年盛んに使われるようになっている。松本正生は、昨今は「世論調査政局」というより「世論調査民主主義」と呼ぶべきであると主張している。「政治家や永田町のみならず社会全体が、何か事が起こると瞬時に世論調査が行われ、その結果を目にすることでひとまず納得するというサイクルで回っている」という状況をあらわす言葉だという(松本, 2006)。たしかに内閣支持率をはじめ重要な争点に関する世論調査の結果は、政府与党の政策形成ばかりでなく、野党の対案作成にも大きな影響を与えている。そのことは、内閣総理大臣が「世論の動向を見て決めたい」と記者会見で堂々と発言することに象徴的に示されている。今日では、新聞記者が世論調査結果の数字を抜きに政治記事が書けなくなってきたように、国民も世論調査抜きで政治談議もできない時代になっている。

こうした存在意義の高まりの一方で、世論調査自体の方法論的基盤が急速に崩壊しつつあるという問題も、多方面から指摘されるようになってきている。『社会と調査』の創刊号(本号)の特集として「厳しい状況下における社会調査」という特集が組まれること自体、学界において調査環境悪化に対する危機感が強いことを象徴しているといえる。日経リサーチの鈴木督久は、「戦後にスタートした日本の世論調査(社会調査)は、60年を経て終焉を迎えた」と述べ、「住民基本台帳からの無作為抽出標本に対する訪問面接という標本調査の戦後体制は1960年代までに確立(成人)していたが、回収率は低下(老化)の一端で還暦を迎えた」と比喩を交えて問題提起している(鈴木, 2007: 1)。世論調査の回収率の低下は近年とくに深刻で、全体としても5割台、とくに都市部や若者層は半数以下に低下し、得るものよりも失うほうが多い時代が到来してきているのである。さらに最近になって成立した個人情報保護法や改正住民基本台帳法は、調査環境をさらに悪化させる契機ともなってきたのである。

このような「調査困難な時代」にあっても、世論調査は、数多く実施されその結果が毎日のようにマスコミ報道されているのが現実である。それらは、市役所が実施する数多くの市民意識調査の場合と同様、調査方法論的に

問題を抱えている調査が存在したり、誤った解釈によって調査報道されたりする場合が存在していることも確かな事実である（大谷編，2002）。問題なのは、送り手側は常に正しい結果として報道しているという事実であり、国民が何の疑いを持つことなくその結果を受けとめているという事実なのである。

本稿では、これまで日本のマスコミ界で「世論調査」を主導し、また多くの国民の信頼を得てきたNHKの世論調査報道を取り上げ、現在「世論調査」が直面している問題状況について具体的に考えていきたい。さらにそうした問題状況に対して、社会調査士や調

査士資格認定機構は何をしなければならぬのかについて考えてみたいと思う。

2 問題と思われる世論調査報道と追跡調査 —NHK 7時のニュース報道の事例

2007年5月14日（月）、リビングでくつろぎながらテレビを見ている時だった。NHK7時のニュースで、次のような世論調査の報道が流された。論文では映像を再現することはかなわないが、テレビの画面とナレーションを忠実に再現してみると下記のような内容であった。³

この世論調査報道を見ていた私は、どこと

NHK 7時のニュースの世論調査報道

集団的自衛権の意味について？

- | | | | |
|------------|-----|--------------|-----|
| 1. よく知っている | 8% | 2. ある程度知っている | 36% |
| 3. あまり知らない | 34% | 4. 全く知らない | 19% |

(1. よく知っている 2. ある程度知っていると答えた人に聞きました)

- | | |
|----------------------|-----|
| 1. 行使できるよう憲法を改正すべき | 22% |
| 2. 憲法の解釈を変え、行使を認めるべき | 38% |
| 3. 行使をみとめるべきではない | 35% |

政府が国会に提出している、法律の期限を2年間延長するイラク支援法改正案について？

- | | |
|--------------|-----|
| 1. 賛成 | 17% |
| 2. 反対 | 40% |
| 3. どちらともいえない | 38% |

なく胡散臭さを感じたのと同時に、調査方法論的に問題があるのでは？という疑問を直感的に感じた。とても落ち着きが悪いテレビ報道だったので、夜9時のニュースをビデオにとって詳しく調べてみることにした。再度その世論調査報道を見てみると、当初の違和感が、集団的自衛権の行使を認めるべきだとする人が60%を占めるという数字とイラク支援法改正案に反対する人が40%という数字が、同じ調査対象者の回答結果なのかという素朴な疑問であったことが判明した。さらに調査方法論の観点から、詳しくこの調査報道を吟味してみたところ、つぎの3点の疑問

があることがわかってきた。

(1) 集団的自衛権の場合、「知っている－知らない」を問うた後、「知っている」人のみに限定して意見が集計されている。それに対してイラク支援法改正案の場合、「どちらともいえない」という選択肢を加えて、全員の意見が集計されている。両方の結果を同じ世論として報道することは妥当なのか？

(2) 個人の基準によって「知っている－知らない」を判断させる質問文によって、「知っている割合」を測定することは可能なのだろうか？

(3) 集団的自衛権に関する質問文の選択肢

は、「行使を認めるべきか」と「憲法を改正すべきか」の2つの事柄を問う明らかなダブルバーレル質問ではないだろうか？

こうした3つの疑問を解明するために、翌々日の大学の講義（「社会調査論A」）の時に、受講生を対象として同じ調査（追跡調査）を実施してみることにした。さらに、調査実施後、どのような考えで選択肢に○をつけたかを正直に記入してもらった「回答経緯レポート」も実施してみた。

調査の概要：

1. 調査日時：2007年5月16日（水）
2. 調査対象：関西学院大学
「社会調査論A」受講生調査
3. 調査方法：集合調査

4. 回答数：229名

下記は、受講生の回答結果をNHKの結果と比較して整理したものである。注意しなければならないのは、約7割の受講生が、先月まで高校生であった1年生であり、必ずしも典型的な大学生の意見とはなっていないという点である。しかしここでの分析の主眼は、NHK調査と追跡調査の数字の比較にあるのではなく、質問の仕方による回答結果の違いや質問文に対する被調査者の反応を検証してみることにあるので、回答者の属性を大きな問題とする必要はないと考えられる。

以下、追跡調査と回答経緯レポートの結果を使って、NHK世論調査報道に関する3つの疑問について検証していきたい。

大学生への追跡調査の結果

集団的自衛権の意味について（カッコ内の数字はNHK調査結果）

- | | | | |
|------------|-----------|--------------|-----------|
| 1. よく知っている | 3% (8%) | 2. ある程度知っている | 34% (36%) |
| 3. あまり知らない | 43% (34%) | 4. 全く知らない | 19% (19%) |
- NA=0.9%

集団的自衛権の行使についてどう考えるか？

- | | 全体 | 1・2限定 |
|----------------------|-----|-----------|
| 1. 行使できるよう憲法を改正すべき | 11% | 12% (22%) |
| 2. 憲法の解釈を変え、行使を認めるべき | 23% | 15% (38%) |
| 3. 行使をみとめるべきではない | 56% | 71% (35%) |
| N.A. | 10% | 2% |

政府が国会に提出しているイラク支援法改正案について？

- | | | | |
|------------|------|--------------|-----|
| 1. よく知っている | 0.4% | 2. ある程度知っている | 21% |
| 3. あまり知らない | 52% | 4. 全く知らない | 25% |
- NA=0.9%

法律の期限を2年間延長するイラク支援法改正案について？

- | | 全体 | 1・2限定 |
|--------------|-----|-----------|
| 1. 賛成 | 7% | 14% (17%) |
| 2. 反対 | 29% | 42% (40%) |
| 3. どちらともいえない | 60% | 44% (38%) |
| NA | 3% | 0% |

支持政党 1. 自民 17% (34%) 2. 民主 8% (13%) 3. 公明 4% (4%) 4. 共産 0.4% (3%)
5. 社民 0% (1%) 6. 国民 1% (0.1%) 7. 特になし 68% (39%) NA=2%

あなたは 1. 1回生 69% 2. 2回生 19% 3. 3回生 10% 4. 4回生以上 2% NA=0.9%

あなたは 1. 自宅生 68% 2. 下宿生 31% NA=0.9%

購読新聞 1. 読売 18% 2. 朝日 24% 3. 毎日 9% 4. 産経 3%
5. 日経 4% 6. その他 9% 7. とっていない 28% NA=7%

❖ サブクエスションを使った集計について

大学生に実施した追跡調査の集計結果から、サブクエスションを使った集計に関して明らかとなったのは、次の3つのファインディングスである。

1：追跡調査では、集団的自衛権の意味よりも、その時国会に提出されていたイラク支援法改正案のほうが、認知度が低かったという事実が判明した。⁴

集団的自衛権については、「よく知っている」(3%)、「ある程度知っている」(34%)、「あまり知らない」(43%)、「全く知らない」(19%)という数字であったのに対して、イラク支援法改正案の場合は、それぞれ(0.4%, 21%, 52%, 25%)という数字であった。

NHKは、集団的自衛権については難しい言葉なので、「知っている－知らない」質問の後、「知っている人」の意見を集計した。それに対して、調査時点で国会に提出されていた法案については、国民は知っているであろうという前提から、全員に対して賛否を問う方法を採用している。NHKのこの前提は、追跡調査の結果ではあたらなかったといえる。

2：「知っている人」に限定して集計した意見分布(1・2限定)と、全員を集計した意見分布では、明らかに数字が異なっていた。

追跡調査では、「知っている人」に限定しないで、全員の意見を聞いたので、クロス集計によって、1・2を限定した集計と全体の集計の2つの数字を得ることであった。2つの集計結果は、明らかに異なる数字となっていた(前頁集計表のゴシック部分参照)。この事実には、「知っている－知らない」質問を挿入す

ることによって、NHKが、集団的自衛権に関する意見分布に関して2種類の数字を持つることになると考えられる。実際NHKが恣意的に2種類の数字を使い分けていたわけではないが、集団的自衛権で1・2に限定した集計、イラク支援法改正案で全員の集計と異なる数字を同じ報道で使ったこと(両者の結果の間には、映像トリックであるかのように国会中継の映像が挿入されていた)は、視聴者に胡散臭さを感じさせた大きな要因であったといえるだろう。

3：サブクエスションを使って「知っている人」だけで分析する場合、被調査者全体の中の少数部分で世論を描写することになってしまう。

《追跡調査》

集団的自衛権：全体 229 (100%)

「知っている人」(1・2合計)の合計 85 (37%)

イラク支援法改正案：全体 229 (100%)

「知っている人」(1・2合計)の合計 50 (22%)

《NHK調査》

全体サンプル 1184 (100%)

「知っている人」(1・2合計)の合計 521 (44%)

「知っている人」に限定すると、追跡調査の集団的自衛権の場合、全体の37%(85/229)、イラク支援法改正案の場合、全体のわずか22%(50/229)で、全体の分布を語ることになる。NHKの世論調査の場合でも、全体の44%(521/1184)で世論が語られたことになるのである。

世論調査報道としては、少なくとも全体を100として、「行使できるよう憲法を改正すべき」(10%)、「憲法の解釈を変え、行使を認めるべき」(17%)、「行使をみとめるべきではない」(15%)、「集団的自衛権の意味を知らない」(56%)と報道すべきだったと考えられる。

この観点からは、「どちらともいえない」

という選択肢を組み込んで全員に意見を問うているイラク支援法改正案のほうで、調査報道としては妥当であったといえる。

サブクエスションを使った世論調査報道について、後日、NHKの調査担当者への見解を聞くことができた。内容は以下のとおりであった。

NHKの調査担当者への見解

「知っている人だけに聞いた数字を使うのは、例外的なことで、正直心配はあった。集団的自衛権を説明する文章を作成してみたのだが、長くなりすぎてRDDには向かないと判断した。渡辺久哲『調査データにだまされない法』に、やむをえず難しい質問をする場合に「知っている－知らない質問をしてから意見を聞く」という方法があったので、それを採用した（渡辺、1998: 100）。イラク支援法については、知っている－知らない質問をしないで賛否を問う、同時に報道している点については、問題があるという解釈もできますね」

担当者に、恣意的な意図や世論誘導の意図がなかった点は十分理解できる内容であったが、NHKの調査担当者が、試行錯誤を繰り返しながら世論調査を実施している現場の実態を象徴的に示した聞き取り結果と位置づけられる。社会調査において試行錯誤はごく当然のことでありむしろ奨励されるべき行動である。問題なのは、そうした現場の実態を視聴者が全く知らないまま、結果を鵜呑みにして世の中が動いてしまっている現実といえるだろう。

❖「知っている－知らない」質問の測定可能性

NHK調査担当者がよりどころとした難しい質問をする場合の「知っている－知らない」質問は、果たして個人の「知っている度合」を正しく測定できる質問といえたのだろうか？ 学生の回答経緯レポートを分析してみると、この質問では、学生の「知っている度合」を測定することは不可能に近い現実が見えてきた。

「知っている－知らない」質問についての学生の意見（回答経緯レポート）

（ある程度的確に答えていた学生）

- ・「私は以前に集団的自衛権について調べたことがあるので、『よく知っている』に丸をしました」
- ・「私の解釈では、『よく知っている』は、他の人に説明できるくらい理解している。『ある程度知っている』は、人には説明できないが自分の中では理解している。『あまり知らない』は、その言葉を聞いたことがあるけど理解まではできていない。『全く知らない』は、その言葉すら知らない。と考えていたので『あまり知らない』にしました」

（厳しい基準で答えた学生）

- ・「現在集団的自衛権が国内外でどのような物議をかもし出しているのかという知識はほとんどなく、高校の現代社会で習った集団的自衛権の意味しかわからないので『あまり知らない』と答えました」
- ・「ある程度という言葉が、70%ぐらいは知らないといけない気がして、自信がなかったので『あまり知らない』と回答しました」

（甘い基準等で答えた学生）

- ・「私は『ある程度知っている』に丸をつけました。しかし集団的自衛権について説明しろといわれても全くできません。日本が独自で自衛するというのが集団的自衛権のイメ

ージです」

- ・『あまり知らない』と回答したのですが、『全く知らない』わけではないという意地もあったのかもしれませんが。そう考えている人は多いと思う。『全く知らない』という選択肢自体がよくないと思います」

(問題を指摘していた学生)

- ・『ある程度知っている』と『あまり知らない』とで迷った挙句、『ある程度知っている』と答えました。『迷う選択肢』というのは問題があると思います」
- ・「選択肢が『知っている』という表現ですが、浅くも深くも解釈できるので『理解している』と改めてはどうでしょうか。そのほうがわかりやすいと思います」

上記は、学生がどのように選択肢を選んだのかの経緯についての代表的な意見をまとめたものである。自分に厳しすぎる学生もいれば、とても甘い基準で回答している学生もあり、個人の基準によって「知っている」程度を判断させるこの質問文では、「知っている」実態を測定することができないことが明らか

といえるであろう。

✂ 回答経緯レポートから明らかになった 新たな調査方法論的問題点

今回どのような考えで選択肢を選んだかという回答経緯レポートを実施して、とても興味深い問題点が明らかになってきた。

——集团的自衛権の選択肢に関する学生の意見——

(ダブルバーレルを指摘した学生)

- ・『『集团的自衛権の行使について』と『憲法改正について』は別々の考えを持っているので、一緒に質問されても選択肢を選ぶのに困りました」

(憲法問題に反応した学生)

- ・「私は行使を認めるにせよ、認めないにせよ、憲法を改正したり、解釈を変えることについて反対なので『行使を認めるべきでない』に丸をつけました」

(集团的自衛権に反応した学生)

- ・「集团的自衛権は戦争につながりそうでこわいなと直感的に思い、『行使を認めるべきでない』に丸をつけました」

(中間的意見と考え回答した学生)

- ・「特に自分の意見を持っていないので、中間の意見を選んでしまいました」
- ・「集团的自衛権という言葉に、いまいちピンときておらず、憲法を改正すべきか明確な意見を持っていなかったので中間の『解釈を変え』を選びました」

それは、集团的自衛権の選択肢に関してであった。この質問では、集团的自衛権については、1・2が「行使を認めるべき」という選択肢で、3は「認めるべきでない」という選択肢になっている。一方、憲法問題に関しては、1が「改正すべき」、2が「解釈を変更」、3が「解釈を変えない」という選択肢となっている、明らかなダブルバーレル質問

である。「選択肢を選ぶのに困りました」という学生の反応は全く正当なものであり、憲法問題に反応した学生、集团的自衛権に反応した学生がいたのは、この質問文がまさにダブルバーレル質問であったからである。ただ、回答経緯レポートを詳細に検討していく中で、これまで気づけなかった問題点が浮かび上がってきた。それは、この質問で、1と3の選

択肢を両極の意見と位置づけ、2の選択肢を中間的意見として回答した学生が数多くいたという事実である。よくこの選択肢を読めば、3つの選択肢がそれぞれ異なる意見であり、2の選択肢が中間的な意見とはなっていないことは明確である。しかし、実際には、中間

的意見と位置づけて回答していた学生が相当数いたのである。

この事実が、私が当初の違和感を感じた「行使を認めるべき」という意見が60%を占めていた世論調査結果の一要因となっていたと考えることが可能である。

表1 集团的自衛権の意味を知っている度合と回答選択肢

	行使できるよう 憲法改正すべし	解釈を変え行使 を認めるべき	行使を認めるべ きでない	N. A.	全 体
よく知っている	14%	0%	86%	0%	(7)
ある程度知っている	12%	17%	69%	3%	(78)
あまり知らない	12%	30%	51%	7%	(98)
全く知らない	9%	23%	43%	25%	(44)
全 体	11%	23%	56%	10%	(229)N. A. =2

また表1に示されるように、「あまり知らない」と答えた学生に、2番目の選択肢を答える傾向が強いという事実も興味深い事実である。これらの事実、「ダブルバーレル要素を含んだ3つの選択肢を使って、2番目の選択肢を中間的意見と解釈させることによって、世論誘導が可能となる」という調査論としては新しい発見と位置づけることが可能である。⁵

これまでの社会調査論では、被調査者がどのような考えで選択肢を選ぶのかという「回答経緯」や「回答心理」等については、あまり問題とされてこなかったのが実情である。⁶しかし今後は、こうした被調査者の「回答経緯」や「回答心理」を、調査モード（電話調査・面接調査・郵送調査等）と関連づけて詳細に研究していくことが重要な調査方法論の課題となっていこう。

4

「世論調査」を建設的に議論する場の欠落

今回のNHK世論調査報道の問題点について私は、視聴者として問題提起をしなければならぬと思い、NHKに電話でコンタクト

をとることとした。NHK放送文化研究所には、研究会と一緒に議論をしたことのある人、パネルディスカッションのパネラーをお願いしたことのある人等何人かの知人がいたが、今回は一視聴者の意見がどのように伝わっていくのかを知ることも重要と考え、ホームページで連絡先がわかる視聴者コールセンターを通してコンタクトをとることにした。しかしそのことが、とてつもなく大変な労力の必要な作業で、深刻な問題を明らかにする行動であったことは、最初は全く想像もしなかった。以下は、視聴者コールセンターの対応を中心として、NHKが世論調査に関する問題提起に対してどのような対応をしていたのかについて、事例調査としてまとめたものである（次頁）。

このような実態は、世論調査の重要性を、少数の担当職員は理解していても、窓口や上層部を含めNHK全体として全く理解していないという事実を明確に示す事例調査結果といえるだろう。こうした世論調査に対する視聴者の意見を汲み取ろうとする体制が全く整備されていないというNHKの実態は、公共放送として問題であるというだけでなく、今

後の世論調査の発展という観点からも大きな問題と考えられる。それはNHKの現在の体

制が、世論調査について建設的な議論をする機会を全く閉ざしてしまっているからである。

—NHK 調査担当者に意見が届くまで— 視聴者コールセンターの実態

- ① 5月14日 放送後、視聴者コールセンターへ電話で問題提起。「知っている人に聞いたのだから問題ないでしょう」と電話対応者の判断を聞かされる。「担当部課を教えることも電話をまわすこともできません」「担当者には、私がお伝えします」「回答は担当課が判断して、答えるか答えないか判断するでしょう」「あなたの電話番号は何いですが、担当者が気になれば電話するんじゃないですか」（1週間放置される）。
- ② 5月21日 視聴者コールセンターへ電話。「担当部局の回答は、正当なやり方で行ったものであり今後も続けていきたい」とのことでした。「ご意見については再度お伝えしますが、返事は確約できません、担当課が判断することです」（1週間放置される）。
- ③ 5月29日 視聴者コールセンターへ電話。「担当課から電話がなかったということは、返事が必要ないと判断したのでしょうか」「NHKは、毎週のように世論調査をやっているんですよ、間違うわけがありません」「お客さんの意見だけで、ほかの人からは同様な意見は出されていません」「どうしても回答がほしいならば、返信用の切手を貼って手紙で質問してください」「あなたとこれ以上話していても仕方がないので電話を切ります」（向こうから電話を切る）。再度コールセンターに電話。これまでの経緯を話し担当者が電話を切ったことを抗議。「電話をこちらから切ったことについては謝罪します」「お問い合わせの内容については検討します」「電話番号は、お聞きしていると思います」（1週間放置される）。
- ④ 6月5日 視聴者コールセンターへ電話。「そちらから電話をかけるということだったので、電話しませんでした」「担当者に電話をつなげてもいいということまでは対応しました」「現在、担当者に聞いてみますので、そのままお待ちください」。電話をまた切られる。NHKから電話がなかったので再度こちらから電話。「操作を間違えました」「担当者は10時に出勤するそうです。安全をきして10時15分に視聴者コールセンターに電話してください」。再度こちらから電話、そこから編成センター世論調査担当に23日後やっとつながった。

このように、NHKの世論調査担当者と電話で話ができるまでには、膨大な日数（23日）とコスト（20秒あたり10円の電話料金がかかる）と根気と忍耐が必要とされたのである。6月5日以降NHKの世論調査担当者と、3回ほど（6/13・10/25）電話で話をした。内容は、①世論調査報道の調査方法論的な問題点について、②世論調査に関する意見が担当課に伝わらなかったコールセンターの問題と今後の体制について、の2点であった。①については、3回の電話で調査担当者の率直な感想を含め、現場の事実経緯を知ることができた。②については電話担当部長・統括部長が担当することになったが、「早くつながなかったこと」についての謝罪はあったが、今後の対応についての建設的な回答は示されなかった。

5

マスコミの世論調査報道は、誰が「監査」するのか？

これまでNHK調査報道を中心として「世

論調査」の問題点を指摘してきた。それはNHKが多くの問題を抱えているからではなく、日本の世論調査を主導し多くの国民の信頼を獲得してきたNHKですら問題があると

7
いう現実を指摘したかったからである。民間放送や新聞社の世論調査を取り上げると、膨大な量の問題点について対象としなければならないのが実情である。それらは、調査方法や質問文を明示しないで結果だけが報道されていたり、データが指し示していない事実を誇張して報道していたり等、調査方法論以前の問題も多数存在しているのが実情である。

その一方で近年の「調査困難状況」深刻化の中で、調査方法論の観点から真剣に議論をしなければならない深刻な問題も数多く登場してきている。その代表的な問題としては、調査方法としてのRDD法の妥当性の問題が挙げられる。RDD (Random Digit Dialing) 法は、コンピュータで電話番号をランダムに発生させて行う調査方法であり、電話帳の番号非掲載者に対応できなかった従来の名簿方式に代わる電話調査として2001年から朝日新聞によって導入された(松田, 2002)。その後RDD法は、実施方法の簡便さに引きずられるかのように急速に普及し、ほとんどすべてのマスコミにおいて導入されてきた。現在報道されている「内閣支持率」の数字は、ほとんどがRDD法による世論調査(読売新聞を除く)の結果である。⁸

しかし、固定電話と非通知通話を前提としたRDD法は、近年の携帯電話やIP電話(地域特定コードを持たない電話)・ナンバーディスプレイ等の普及によって、調査精度が低下するだけでなくその前提も揺るがしかねない深刻な問題に直面しているのが実情である。すなわち「内閣支持率」という数字は、他の調査方法(面接や郵送)で実施してみたら、全く異なる数字が出てくる可能性も十分考えられるのである。「世論調査政局」の根幹となっている世論調査の数字が、このような危うい実態に直面していること自体、当事者の政

治家だけでなく多くの国民も全く知らないのが実情である。かといって現状では、速報性の観点でRDD法に代わる有力な調査方法が見当たらないことも確かな事実である。

このような「世論調査をめぐる深刻な問題状況」の中で、社会調査士、専門社会調査士および「社会調査協会」へと法人化を目指している社会調査士資格認定機構の役割はとても重要であることは再認識する必要があるであろう。

マスコミ世論調査報道が問題だらけであるという現状では、社会調査の専門的知識を有している社会調査士・専門社会調査士が、日常的に世論調査報道を「監査」していく必要があるといえるのである。また、「監査」される側の世論調査実施者も、専門社会調査士である場合が多くなってきているのが現実である。世論調査を実施する側から考えれば、「自信を持って世論を測定できていると主張できるような世論調査」を実施すること自体がとても難しく、今後も試行錯誤や実験的調査蓄積が不可欠だというのが正直な気持ちといえるだろう。その意味からは、社会調査士・専門社会調査士を中心として「世論調査」に関して建設的な議論を展開する場や媒体を創っていくことがきわめて重要な課題といえるのである。ここで「世論調査の監査」という強い言葉をあえて使ったのは、世論調査に対して調査方法論的「監査」や学問的な再検証作業を軽んじて現状を放置していると、これまで調査結果を信用してきた政府や政治サイドからの「規制」につながる危険性が十分考えられるからである。国際的に見ても世論調査への規制は、決して珍しいことではないという事実については常に注意しておく必要があるだろう(小林, 2004)。

今回創刊された『社会と調査』という学術

雑誌は、社会調査士や専門社会調査士の「監査」結果の表明の場としても、マスコミ世論調査関係者・学界・官庁・民間企業等の関係者が学際的に「社会調査を建設的に議論する場」としても、存在意義のある雑誌として期待されているといえよう。

注

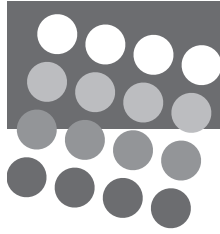
- ・ 1 日本行動計量学会の最近の学会誌でも、「特集世論調査の再検証——[統合調査]へ向けて」という特集論文が組まれている（『行動計量学』35(1): 1-71）。
- ・ 2 本論文は、2007年11月17日に関東学院大学で行われた日本社会学会第80回大会自由報告「世論調査報道のあり方と調査論の課題——NHKニュースの世論調査報道をめぐって」をもとに加筆作成されたものである。
- ・ 3 NHK世論調査の概要は、日本放送出版協会『放送研究と調査』2007年6月号に掲載されている。調査の概要：
 1. 調査目的：内閣支持や政党支持など、国民の政治意識を調査する
 2. 調査期間：2007年5月11（金）～13日（日）
 3. 調査相手：全国の20歳以上の男女
 4. 調査方法：電話法（RDD）
 5. 回答数：1184人（58.3%）
- ・ 4 イラク支援法改正案は、航空自衛隊がイラクで空輸活動を行っている活動を2年間延長する法案であり、5月14日衆議院イラク特別委員会で与党の賛成多数で可決された。
- ・ 5 同様な問題を抱えた世論調査報道としては、『日経新聞』2008年4月21日朝刊一面の調査報道を挙げることができる。ガソリン税の暫定税率期限切れへの対応を尋ねた質問で、「上乗せをやめたまま今のガソリン価格を維持すべき」（42%）、「上乗せを再開し一般財源として道路整備以外に使うべき」（39%）、「上乗せを再開し道路整備を続けるべき」（10%）で、あわせると49%になり暫定税率容認論が撤廃論を上回ったと報道した。その日に同時に報道された朝日新聞の世論調査結果では、「ガソリン税が4月1日から下がりました。政府与党は、税収が不足するためガソリン税の上乗せを元に戻す法案を衆議院で再議決して上乗せを復活させる方針です。あなたは上乗せを復活させることに賛成ですか、反対ですか」という質問に対して、賛成（24%）反対（63%）という全く逆の結果を報道していたのである。
- ・ 6 これまでの調査論の議論では、「どちらともい

えない」等の中間選択肢を質問文に組み込むと、そこに回答が集中するといった分析はなされてきたが、被調査者が中間的意見と解釈してしまうという問題についてはまったく触れられてこなかった（小島、2006）。

- ・ 7 NHKは、マスコミ界の中でも、早くから放送世論調査所を中心として、多くの研究成果をあげてきた機関である。私は、大学で学生に調査企画の重要性を講義する際に、NHKが1978年に実施した『全国県民意識調査』（NHK放送世論調査所編、1979）を調査企画設計の模範例としてよく使用している。私自身、「世論調査」発展にとってNHKが果たす役割は、これまでもまた今後ともとても重要であると期待しているのが正直な気持ちである。
- ・ 8 マスコミ各社が実施した世論調査の一覧は、日本世論調査協会が発行する『よろん』で、「世論調査インデックス」として毎回公表されている。2007年1月から8月に発表された無作為抽出による500サンプル以上の世論調査は、『よろん』100、日本世論調査協会、2007年10月、82-89頁に掲載されている。

文献

- 小林和夫，2004，「世論調査公表の自由：世界の最新事情——ESOMAR/WAPORの調査結果と世論調査ガイドライン」『よろん』93，日本世論調査協会，31-37。
- 小島秀夫，2006，「中間選択肢をどう考えるか？」『よろん』97，日本世論調査協会，9-15。
- 松田映二，2002，「朝日新聞社のRDD調査について」『行動計量学』29(1)：81-89。
- 松本正生，2006，「世論調査民主主義は今」『市場調査』269：4-11。
- NHK放送世論調査所編，1979，『日本人の県民性——NHK全国県民意識調査』日本放送出版協会。
- 大谷信介編，2002，『これでいいのか市民意識調査——大阪府44市町村の実態が語る課題と展望』ミネルヴァ書房。
- 鈴木督久，2007，「調査の終焉」『行動計量学会会報』113：1-2。
- 渡辺久哲，1998，『調査データにだまされない法——ウソと真実をどう見抜くか 基本から上達へ』創元社。



3 調査倫理と住民基本台帳閲覧問題

長谷川公一（東北大学大学院文学研究科教授）

一般市民を対象とした定量的な質問紙調査を日本で実施しようとする際、サンプリング台帳の作成のために、住民基本台帳ないしは選挙人名簿抄本の閲覧が円滑にできることは、調査実施の第一歩である。定量的調査の根幹をなす住民基本台帳および選挙人名簿抄本の閲覧制度が近年大きくゆれ動いている。2005年には総務省の検討会で検討が行われ、06年11月1日から改正された住民基本台帳法と公職選挙法の施行が始まった。05年5月から10月にかけての総務省の検討会は、社会調査にとっての大きな危機であり、ヤマ場だった。後述するように、幸い学術的な調査については、引き続き閲覧が認められることになった。本稿では、2005年に大きな焦点となった住民基本台帳および選挙人名簿抄本の閲覧問題に焦点をあて、この観点から現在、社会調査が直面する課題についてもあわせて検討したい。¹

1

閲覧制度の見直し問題と関連学会の対応

近年、プライバシーについての住民の意識の変化やプライバシー保護に関する関心の高まりなどを理由に、学術目的であっても、選挙人名簿、住民基本台帳の閲覧を拒否する自治体が出はじめていた。

こうした中で、2005年3月下旬、閲覧制

度の見直し問題が急浮上してきた。住民基本台帳の閲覧制度を悪用して母子家庭を狙った犯罪が05年3月に起こったことも1つの契機となったが、基本的な背景は、同年4月1日から、個人情報保護法が施行され、個人情報保護法と住民基本台帳・選挙人名簿抄本の閲覧制度との齟齬が総務省や市町村で問題視されるようになったことである。個人情報保護法は、民間の個人情報取扱事業者に対して、1) 個人情報の利用目的をできるだけ特定することを求め（同法第15条）、2) 目的外利用を原則として禁止し、目的外利用のためには本人への通知と事前の同意が必要であるとしている（同第16条・第18条）。また、本人の事前同意を得ないで個人データを第三者に提供することを禁止している（第23条）。

一方住民基本台帳は、前身の住民登録法（1951年制定）以来、それを引き継いだ住民基本台帳法（1967年制定）においても、制定当時は「住民票の記載事項には、個人の秘密に属するような事項は含まれていないと考えられていた」²ために、原則として何人もその写しを閲覧できるとされてきた（同法第11条）。その後、プライバシー意識の変化やプライバシー保護に関する関心の高まりなどを受けて、1985年の同法改正によって、閲覧目的によっては市町村長が閲覧請求を拒むことができるようになり、閲覧の対象も氏名・生年月

日・性別・年齢の4項目に制限されるようになった。⁴個人情報保護法第15条・第16条・第18条・第23条は、民間の個人情報取扱事業者に対する規定だが、同法と同時に成立した「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(2003年制定)も、利用目的の特定、目的外利用の禁止を規定している。住所・氏名・生年月日・性別の個人情報の閲覧を何人にも認めるといふこれまでの閲覧制度が、個人情報保護の基本原則と齟齬を来すことは明らかである。とくに近年、住民基本台帳の閲覧目的の大半を占めてきたのは、民間業者による営業活動の一環としてのダイレクトメールの送付リスト作成のための大量閲覧である。⁶

05年3月27日の日本社会学会理事会で、金子勇理事(当時)から、住民基本台帳法の見直しの方向によっては、サンプリング台帳の作成に不可欠な住民基本台帳・選挙人名簿抄本の閲覧ができなくなる可能性があり、学会としての早急な取り組みが必要であるとの問題提起があった。この提起を受けて、日本社会学会は社会調査士資格認定機構、日本教育社会学会、行動計量学会などと協力して、総務省に対して、学会として働きかけを行うことになり、当時日本社会学会庶務理事だった長谷川がこれらの学会との連携や総務省側との折衝の窓口として対応することになった。

5月11日、総務省の「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」(以下、検討会と略記)が第1回の会合を行った。検討課題は、「閲覧制度を存続させるべきか、存続させる場合に、閲覧できる主体と目的をどのように考えるべきか、個人情報保護の観点からどのような閲覧方法が考えられるか、選挙人名簿抄本の閲覧制度をどう考えるか、その他」の5点だった。当初10回の予定とされた検討会は、ほぼ予定どおり、秋までに計

9回検討会が開催され、10月20日、「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会報告書」が答申された。審議が予定通り順調にすすんだことがわかる。06年6月15日に、この答申にもとづき、住民基本台帳法は原則公開から原則非公開へと大きく改正された。同様に、選挙人名簿抄本の閲覧について定めた公職選挙法も、06年6月14日付で改正され、ともに、06年11月1日から施行されている。

日本社会学会が行った対応は以下のとおりである。(1)社会調査士資格認定機構など、関連組織・隣接学会との意見交換にもとづいて、日本教育社会学会、日本行動計量学会、日本社会心理学会、日本グループダイナミックス学会、日本マス・コミュニケーション学会、日本都市社会学会、社会調査士資格認定機構とともに8団体の連名で6月17日付けで同検討会の堀部政男座長に直接要望書を手渡した。この折に細谷昂会長(当時)と筆者は、堀部座長と総務省の担当者に学会側の事情を説明した。(2)7月4日のヒアリング実施時にはこの8団体を代表して日本都市社会学会とともに意見を述べた(おもに盛山和夫庶務理事〔当時〕が説明)。このヒアリングでは、(財)日本世論調査協会、(財)日本マーケティング・リサーチ協会も、住民基本台帳・選挙人名簿抄本の閲覧をもとに調査をする立場から意見を述べた。(3)9月22日から10月6日まで実施されたパブリック・コメント募集に応じて、日本社会学会としてパブリック・コメントを提出した。(4)また東北社会学会から提案し、北海道・東北・関東・関西・西日本の各地区の社会学会の連名でも、ほぼ同趣旨のパブリック・コメントを提出した。(5)日本学術会議社会学研究連絡委員会にはたらしかけ、これを受けて同委員会は、「学術調

査と個人情報保護——住民基本台帳閲覧問題を中心に」という対外報告を9月に発表した(日本学術会議社会学研究連絡委員会, 2005)。同研連の蓮見音彦会員(当時)が総務省を訪問し, 所管の担当者などに説明した。

2 最終報告書および改正された法律をどのように評価するか

では検討会の最終報告書および改正された法律はどのように評価できるだろうか。コメントしておきたいのは以下の諸点である。

(1) 最終報告書とそれにもとづく改正された法律は, これまで「原則公開」とされてきた住民基本台帳および選挙人名簿抄本の閲覧を「原則非公開」へと大きく方向転換したが, 統計的な社会調査を実施するうえで不可欠なサンプリング台帳の作成のための住民基本台帳の閲覧は, 公益性が高いものとして, 引き続き認められることになった。この点をはじめとして, 上述の要望書やヒアリング, パブリック・コメントなどで社会調査士資格認定機構や日本社会学会などが述べてきたことは, 最終報告書でおおむね理解が得られたものと評価してよい。

(2) 改正法によって, 住民基本台帳の閲覧の申請にあたっては, 以下の点を明らかにしなければならないとなった。1. 申出者の氏名及び住所(申出者が法人の場合にあつては, その名称, 代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地), 2. 住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項の利用の目的, 3. 住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者の氏名及び住所, 4. 閲覧事項の管理の方法, 5. 申出者が法人の場合にあつては, 当該法人の役職員又は構成員のうち閲覧事項を取り扱う者の範囲, 6. 調査研究の成果の取扱いである。

近年自治体によっては, 閲覧を実質的に制限する意図から1件300円などの高額の費用を徴収したり(1000サンプル抽出すると, 手数料だけで30万円も支払わなければならないことになる), いたずらに煩雑な手続きを求める所などが増えてきていたが⁷, この法改正によって, 全国的にできるだけ統一的・標準的な取扱い方法が整備され, 学術目的の社会調査が円滑に実施できるようになることが期待される。

(3) 選挙人名簿の閲覧は, 「統計調査, 世論調査, 学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治又は選挙に関するものを実施するために選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合に」限られることになった(公職選挙法第28条の3)。閲覧が実質的に制限されることが危惧されたが, 筆者の知るかぎり, 仙台市などでは, とくに閲覧に大きな問題は生じていないようである。

(4) 公益性については, 改正された住民基本台帳法では, 「統計調査, 世論調査, 学術研究その他の調査研究のうち, 総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるものの実施」と定められている(住民基本台帳法第11条の2の第1項)。学術的な社会調査の「公益性」が評価されたことは, 特筆されるべきである。

また最終報告書では「公益性の判断基準の一つとして, 例えば, 調査結果が広く公表され, その成果が社会に還元されているかどうかを基準とすること等が考えられる」と述べている。世論調査・学術調査については, 検討会の委員の理解は容易に得られたが, 焦点となったのは, 市場調査である。市場調査については, 営利活動に直結するようなものに対しては閲覧は認めないが, 上述のように調

査結果の社会還元を重視して、調査結果が広く公表されるものについては、閲覧を認めることになった。この基準は、現実的なものといえようが、市場調査に対して、どの程度閲覧を認めるのか、市町村によって窓口の判断が異なりうる可能性もある。

そのほか、公益性の判断にあたって、市町村の窓口が特定の設問の削除を求めるなどして調査内容に実質的に干渉する結果になったり、学術調査における学問研究の自由や表現の自由などが損なわれることがないかどうか。また小規模な大学や小規模な研究機関に所属する研究者などが、著名な大学や研究機関に所属する研究者に比べて、実質的に不利な扱いを受けることなどがないか。このような不安が完全に払拭されたわけではない。

(5) オプトアウトやオプトインの制度について、最終報告書が「上述のように国や地方公共団体、公共性の高い場合等に閲覧を限定するのであれば、導入する必要はないと考える」と結論づけ、改正後の法律に導入されなかった点は、学術的な社会調査を実施する側にとっては当を得た判断といえる。オプトアウトとは、本人が拒否するときには当該の者についての情報は閲覧させない制度であり、オプトインとは、本人からの申し出に従って、希望者についてのみ閲覧を認める制度である。希望者をのぞいたオプトアウトにもとづくリスト、希望者のみから作成されたオプトインによるリストは、母集団からの偏りがありながらも大きく、学術目的の社会調査のための抽出台帳としては使用できなくなるという決定的な問題がある。

(6) 熊本市のように、研究者自身に母集団の名簿を閲覧することを認めず、研究者の希望する層化確率抽出等の抽出条件に従って市町村の職員が抽出した標本のリストのみを閲

覧用に提供するというやり方がある。報告書では明確に触れられていないが、あらかじめ抽出されたデータのみを閲覧用に提供するため、今後このような方式がひろがることが予想される。しかし、学術調査の場合には以下のような大きな問題があり、この方式は認められるべきではない。この方式では提供されたりリストが希望する抽出条件を厳密に満たしたものであるのかを、研究者自身が確認できない、役所側のリストをうのみにせざるをえないという致命的な欠点があり、調査研究の信頼性を損なう懸念があるからである。

(7) 「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」の審議内容・議事録や資料などはすべてウェブ上で公開されている（総務省、2005）。審議の経過や判断の根拠などを公開資料をもとに、第三者も検討できるようになっていることは評価されるべきである。

(8) ただし社会調査を実施する側からみると、委員構成の片寄りを指摘することができる。委員は16名で、学識経験者は委員長の堀部政男氏を含め4名だが、いずれも行政法の専門家だという点である。社会調査のために住民基本台帳や選挙人名簿抄本を閲覧してきた社会学者などが委員に1人も選ばれていないことは、社会調査の重要性や意義が総務省の担当部局によってすら、いかに認識されていないかを端的に示すものと解釈される（委員のうち、清原慶子三鷹市長は社会学者ではあるが市長として選任されているために、上述の4名には含んでいない）。メディアからも4名が委員に選任されているが、論説委員などであり、世論調査をするセクションの担当者ではない。ダイレクト・メールを送る側の業者からは委員が1人選任されている。社会調査を実施する立場での委員は結局1人も選ばれていない。社会学者のみならず、投票行動の研

究者や社会心理学者など、社会調査の専門家で、国際的に見ても高い評価を得ている専門的な研究者が日本の学会関係者には少なくないにもかかわらず。NHK 放送文化研究所や統計数理研究所など、世界的な評価を受けている専門的な研究機関も存在する。学術的公益的な利用者の立場からの専門的な委員が含まれるべきだった。

3 今後の課題

(1) 2006 年の法改正が、住民基本台帳や選挙人名簿抄本を取り扱う自治体の現場をどのように規定し、全国的に統一的・標準的な取扱方法が整備され、学術目的の社会調査が円滑に実施できるようになりつつあるのか、社会調査士資格認定機構としても、関連学会と協力して慎重に推移を見守る必要がある。社会調査士資格認定機構では、当面、機構の倫理委員会（委員長は筆者）がこの問題の窓口となっている。法改正後、閲覧に関して、直面している問題があれば、是非とも、社会調査士資格認定機構倫理委員会宛に、情報をお寄せいただきたい。

(2) 社会調査を実施する側としては、抽出した名簿や情報の管理・調査員の管理にいつでも留意するとともに、社会調査における倫理教育にいつでも力を入れる必要がある。万一事故やスキャンダルが生じた場合には、近年のメディアや企業の信用失墜のように、社会調査が市民の信頼を失い、回収率の大幅な低下を招く危険がある。

(3) あわせて、社会調査を実施する者は、個人情報保護に関する理解の徹底と指導が不可欠である。個人情報保護法では、「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日そ

他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができることとなるものを含む。）をいう」（同法第 2 条）と定義されている。定量的なものであれ、定性的なものであれ、社会調査はこの意味での個人情報を取扱っている。「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」が「学術研究の用に供する目的」で個人情報を取り扱う場合は、「第四章 個人情報取扱事業者の義務等」が定める義務などを免除されている（同第 50 条 1 項第三号）。しかし、個人情報に関わる者として、個人情報保護法の諸規定とその精神・運用などについて、社会調査教育において、十分に指導する必要がある。

(4) 社会調査の公益性について、私たちはいつそう自覚的である必要がある。検討会は世論調査や学術調査が公益性をもっていることに理解を示したが、今後、公益性についての社会のまなざし、市民のまなざしは厳しくなることが予想される。自分が企画・実施・関与した社会調査がどのような意味で公益性を有するのか、社会的意義は何なのか、社会還元は十分なのか、絶えず立ち返るべき課題である。

注

- ・ 1 本稿は、長谷川（2006）を大幅に拡充したものであり、一部論旨の重複がある。筆者の問題関心や関わってきた社会調査の性格から、本稿は学術調査にもつばら焦点をあてている。とくに検討会でも大きな焦点となった市場調査については、別途独自に検討が必要である。市場調査のための閲覧については、日本世論調査協会「『住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会報告書』について」（日本世論調査協会、2006）を参照。
- ・ 2 「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会報告書」注 2 による（総務省、2005）。
- ・ 3 内閣府の「個人情報保護に関する世論調査」

(全国の成人男女 3000 人を対象)によれば、「他人に知られたくない個人情報」として、自分の「現住所・電話番号」をあげた者の割合は、1989年6月の10.9%から、2003年9月の42.9%へと32.0%も増えている(複数回答、第1回検討会資料6:19-20による〔総務省, 2005〕)。

- ・4 85年の住民基本台帳法改正に対しても、日本社会心理学会と日本社会学会が中心となって、改正問題を審議していた「住民記録に係るプライバシーの保護等に関する研究委員会」幹事会宛に、84年12月7日付で要望書を提出している。日本教育社会学会、日本グループダイナミクス学会、日本行動計量学会、日本社会学会、日本社会心理学会、日本新聞学会(当時、その後、日本マス・コミュニケーション学会)の6学会の連名である。当初自治省は閲覧目的の制限を意図していたが、「不当な目的」の場合には閲覧できないとしたのみで、閲覧目的の大幅な制限を免れている。84年当時、この問題に尽力された社会調査士資格認定機構評議員の木下富雄(行動計量学会)、吉田民人両氏から当時の経緯を、05年5月に直接電話でうかがった。05年6月に提出した8団体連名の要望書は、これを参考に作成したものである。社会調査士資格認定機構と日本都市社会学会をのぞく6学会は、84年に要望書を連名で提出した同一の団体である。
- ・5 行政機関の保有する個人情報目的外利用を認める例外事由の1つとして「学術研究の目的」がある(「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第8条第2項)。
- ・6 全国の2400全市町村に対して総務省が、05年5月1日時点で行った調査結果によれば(回収率は100%)、2004年度の行政目的等をのぞいた閲覧請求事由の内訳は、「ダイレクトメールその他の営業活動」が69.9%、「市場調査」が11.3%で、この両者をあわせると81.2%、「世論調査」が8.1%、「学術調査」が0.7%、「その他」が6.5%、残りが無回答だった(第2回検討会での資料1・住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度に関する調査結果〔概要〕による〔総務省, 2005〕)。
- ・7 社会調査士資格認定機構に、05年6月までに寄せられた問題状況は以下のような点であり、これらは、「参考資料1 社会調査士資格認定機構によせられた情報」として、同機構名で、検討会および総務省に提出した。
 - 「学術目的であれ、選挙人名簿、住民基本台帳の閲覧を拒否する自治体が出ている。特に住民基本台帳の閲覧を拒否する自治体が出はじめています。」
 - 「県内で足並みを揃えて、複数の市町村で閲覧を拒否するように取り決めをしている自治体もあらわれはじめています。全国調査において特定の都道府県が完全に対象から外れてしまう危険性があり、そうな

れば、調査の代表性は著しく損なわれることになる。

- ・選挙人名簿は、選挙・政治に直接関わる調査の場合にしか閲覧を認めない自治体がある。一部の調査項目が関わっているという程度では認められず、調査全体が選挙・政治に直接関わっていなければ拒否されることがある。

- ・抽出が行いにくいように名簿の並び順を変更する自治体が増えている。これまでは、地番順に並べられた名簿が多く、地番順の名簿は抽出が容易だった。しかし近年は逆に地番順の名簿が減る傾向にあり、氏名の50音順に並べ替えられた名簿が増え始め、生年月日順の名簿もあらわれている。中には市内全域で氏名の50音順に並べている自治体もある。その場合には特定の調査区(中学校区などの投票区)ごとに対象者を抽出することは実質的に不可能になる。
- ・住民基本台帳の閲覧費用を値上げする自治体が増えている。また、閲覧の所要時間で料金を取る自治体も増えている。時間制の場合、抽出が困難な50音順などの並び順の台帳においては、抽出に時間がかかり、閲覧に要する費用も膨大となる。
- ・抽出のための閲覧自体は認めるが、訪問のための最小限の情報(氏名、住所)しか書き写すことを認めず、性別、生年月日を書き写すことは認めない、という自治体もあらわれはじめています。性別、生年月日(年齢)という基本情報が把握できない場合、抽出が適切な代表性を持つかどうかを確認することができない。また、調査実施時の本人確認にも支障がある。」
- ・8 NTTが発行する電話帳や学会名簿などは、希望者のみの掲載であり、オプトイン的な性格をもっている。検討会では、主婦連合会の委員がオプトイン方式が望ましいことを主張した(第2回検討会議事録ほか)。

文献

- 長谷川公一、2006、「社会学会の取り組みと報告書の評価」『よろん』97(特集・「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会報告書」について)日本世論調査協会、52-54。
- 日本学術会議社会学研究連絡委員会、2005、『学術調査と個人情報保護——住民基本台帳閲覧問題を中心に』。
- 日本世論調査協会、2006、「『住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会報告書』について」(<http://www.soc.nii.ac.jp/japor/>, 2008.1.20)。
- 総務省、2005、「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」(http://www.soumu.go.jp/menu_03/shingi_kenkyu/kenkyu/daityo_eturan/index.html, 2008.1.20)。

4 継続調査の課題と将来

——「日本人の国民性」と「意識の国際比較調査」研究からの知見——

吉野 諒三 (統計数理研究所教授)

1 序

本稿では、統計的標本抽出調査が困難になっているなかで継続調査の時系列比較可能性を維持するという課題について、とくに、統計数理研究所の「日本人の国民性」調査とその拡大としての「意識の国際比較調査」の実践において蓄積した知見に触れることにより、問題解決のための議論を投げかけよう。

2 「国民性」調査 ——歴史と実践と理論の三位一体

「日本は好きか？」と尋ねると、世界のおおむねの国々の好感的な回答に比べ、中国と韓国の「反日」の回答が著しく目立つのに驚く人は少ない。ところが、「もし、生まれ変われるとしたら、自分の国以外の東アジアの国ではどこがよいか？」と尋ねると、韓国が一番が「日本」で、中国も「日本」という回答が少なくはない(吉野, 2006)。これは、われわれの国民性の国際比較調査の結果の一部である。

統計数理研究所では、1953年以来、5年ごとに成人全体を母集団とする「日本人の国民性」に関する標本調査を続けている(統計数理研究所国民性調査委員会編, 1992)。「国民性」は学術的にも政治的にも問題のある概念であ

るが、われわれの研究は、「国民性」等というものが存在するにせよ、しないにせよ、統計的標本抽出調査から浮かび上がってくる「人々の意識構造」を捉えるべく、データの収集と解析法を開発しようとするものである(cf. Inkeles, 1996)。

この調査の先駆として、戦後(1948年)に米GHQの指示で遂行された「日本人の読み書き能力調査」がある。じつは、戦前、すでに亀田豊治朗により、単純ランダムサンプリングの精度計算がなされていたのだが、これは世論調査については実践には結びつかず、戦後に同調査に携わった人々がCIE(民間情報教育局)の書籍を勉強し、日本の実情に則した標本抽出計画を練った(吉野編, 2007)。理論の実用性を検証するため、小田原市での全数調査回収票から無作為抽出した回収票(標本)により、推定値と実際の値(母集団)とを比較して、その有効性を確認したという。

この「読み書き調査」で開発された標本抽出法を活用し、「日本人の国民性」調査が開始された。当初、「国民性」が短期変動することは予期せず、1958年調査では項目を変えたが、前回との共通項目のなかで回答変動を見出し、以降、同一項目による継続調査の重要性を認識したという。同調査は、今日では内閣府政府広報室の「社会意識に関する世論調査」、NHKの「生活時間調査」ととも

に日本の三大標本抽出調査となった。他方で、米国 General Social Survey や World Value Survey, Eurobarometer など、各国の大規模調査や国際調査を開始させる刺激ともなった(吉野, 2005)。

この国民性調査は、1971年頃から、国民性をより深く考察する目的で国際比較調査へと拡張され(統計数理研究所国民性国際調査委員会編, 1998; 西平, 2000), 国際比較の方法論および時系列的比較の方法論として、連鎖的比較法、さらに文化多様体解析(CULMAN: Cultural Manifold Analysis)(吉野, 2005; 吉野編, 2007)へと発展中である。

日本人の国民性調査は、全国レベルの標本抽出調査の典型であるが、調査方法論の問題に直面する最前線でもあった。その意味で、最近の統計的標本抽出調査における最大の課題である「回収率」低下も、このデータに如実に現れている(http://www.ism.ac.jp/ism_info_j/kokuminsei.html). 1998年以前の5回の国民性調査の標本設計と標本精度については、前田・中村[2000]を参照)。

1953年から1988年までは、主として、全国で協力してくれた各大学の学生を指導して現地調査を遂行してきたが、回収率は低下の一途を辿ってきた。88年前後は経済が好況期だったことも一因であろうか、質の高い学生調査員の確保が困難になり、93年からは民間調査会社の調査員を活用する体制となった。しかし、回収率は一時的に上昇したものの、徐々に低下するのは防げず、2003年調査では回収率56%となってしまった。個人情報保護に対する人々の敏感な反応が主原因であろう。

当時は、政府の類似の意識調査(民間委託)では60数%から70%台を維持していた。その後2005年に政府統計を委託された民間

調査会社の不祥事があり、原因究明の結果、実態を無視した困難な回収率達成要求も主因の1つと分かり、その後の調査では回収率を委託条件から外すようになった。結果として、回収率が50%台となってしまったが、「政府の調査であることを調査対象に明示し、信頼を得る」などの工夫によりやや上昇し60%前後から50数%となっている(回答者に戦前の思想調査を思い起こさせ、バイアスがかからぬように、政府調査でも調査主体を秘匿して世論調査が遂行されてきたのだった[日本民族学協会, 1952: 56]が、今日では、むしろ明示したほうが信頼を得ると判断した)。

最近、複数の民間調査会社からヒアリングを行ったところ、政府の入札制度の導入などでコスト削減を迫られ、それが現場調査員の質に徐々に影響し、10年前と比べると著しく低下しているという。回収率については、一般に、この1, 2年ようやく底を打ち、50数%程度で推移しているようである。調査というものが、研究者と人間や人間社会との一種の相互作用であるかぎり、同じ調査環境の中で無理に回収率を高める要求をするのは、むしろ、現場の問題を隠蔽した質の悪いデータを報告させることになりかねない。たとえ誤差やバイアスがあっても、それが明確に捉えられれば重要な情報となるが、それが不明なデータは、見かけ上の回収率が高くとも信頼性が低く、用いるのに危うい。

3 海外の世論調査状況の概要

調査環境の問題を考えるために、本来、日本よりも統計的標本抽出において調査環境が必ずしもよくない海外の状況を概観しよう(吉野, 2007, 参照; 松田, 2005, 参照)。

最近では国際比較調査が数多く見受けられ

るが、どの国でも統計的標本抽出調査ができるわけではない。たとえば、統計数理研究所が1971年に企画したブラジル日系人調査では、軍政下のブラジル政府からビザが発給されず、ハワイ日系人調査へと変更した。また、正確な国勢調査の統計がなかったり、住民基本台帳など標本抽出に用いるリストが一般に手に入らなかったり、偏らず適切に国民を代表する調査データを得るのが容易でない国々も少なくない。たとえばタイやフィリピンでは政情不安から調査不能の地域があり、調査可能な都市部と地方のデータから国全体の統計量を推計している。

中国本土では、標本抽出に活用できる可能性のある名簿として政府、公安、各居民委員会が管理する名簿があるが、前者の2つは一般の人々は利用できず、居民委員会の名簿も各所の管理人のもとにあり、一律に利用できることは、まずない。われわれの2001年中国調査では、北京と上海の都市部に限定し、エリアサンプリング（住宅地図を作成し、世帯抽出）を遂行した。回収目標を1000名と設定し、実際は3634世帯を訪ねて調査を試み、回収した有効数は1062名であった。

東アジアでは、全国レベルでの統計的無作為標本抽出による面接調査が可能なのは、われわれが「東アジア価値観比較調査」で扱った日、韓、台湾、香港、シンガポールくらいである。ただし、日本以外の多くの国で政治や宗教についての質問は制限されているし、日韓以外はCATI（コンピュータ支援の電話インタビュー）が多い。

韓国GALLUPは独自に全国レベルの世帯名簿を作成しているが、（回収率の問題のため）常にそれを用いるわけではなく、ランダムウォークで一定数の回答者を得るか、クォータ法を用いている。この方法については、

米国調査に関連して後述する。

台湾では、住民基本台帳が現実の居住状況と乖離していて、電話帳の名簿のほうが（完全ではないが）実態に近いという研究者もいる（輔仁大学・謝邦昌教授、私信、2003）。

一党独裁体制のシンガポールでは、通商産業省統計局の世帯名簿を用いることができる。家計調査を念頭に、各世帯の住居形態（高層マンション、一戸建て等）で層別されている（ただし、拒否率を考慮し、クォータ法を採ることが多い）。香港でも同様である。

欧米でも、整備された住民基本台帳などを用いて統計的無作為標本抽出できる地域は限られる。世帯リスト等が地点ごとには作成できても、治安のためか、その全国レベルでの統合は制限されている国々もあるという（鈴木達三、私信、2007）。例外として、スイスやオーストリアでは電話番号の電話帳への公開が義務づけられていて、調査モードの効果や各世帯の電話数の問題などは別にして、電話調査で統計的標本抽出ができる（しかし携帯電話やIP電話等も公開しているのだろうか？）。

欧州では、ランダム・ルート法（米国ではランダム・ウォーク法）と呼ばれる方法がよく用いられている。調査地点は国勢調査データに基づき確率比例抽出するが、各地点では、ランダム・スタート点をきめ、その道路のたとえば左側に沿って3軒おきに戸別訪問し、各戸では誕生日法などで個人を特定し、面接調査する。不在や拒否された場合は、次の3軒おいた家を訪ねる。これを各地点で目標数に到達するまで繰り返す。このため、回収率という概念はなく、標本抽出誤差も推定できない。われわれの1992年イタリア調査では、計画した有効回収数を得るにはその3倍程度の世帯の訪問が必要であった。われわれの93年オランダ調査のNIPO社によるランダ

ム・ルート法でも、イタリアとほぼ同様であった。計画標本数の有効回答者を得るため欧州でも中国都市部でも3~5倍の世帯数を当たらねばならなかった。シンガポールではほとんどの住居が政府管理の高層ビルであり、約15倍もの世帯数訪問が必要であった。

いずれにせよ、この方法では回答者を抽出する際の恣意性は排除されているが、拒否者等の調査不能者数が大きく、母集団に対する標本の偏りが大きくなる危惧がある。

米国では、面接調査ではクォータ法が多く用いられている。ただし、1980年代末くらいからGALLUPでも面接調査から電話調査に移行し、全国レベルの面接調査を頻繁に遂行している会社はない。大手調査会社は、面接調査ではコスト、調査員の安全性、データの信頼性などを十分に担保できないと判断したのであろう。比較的小さい会社が、まれに全国レベルの面接調査を受注し、各地の調査会社や調査員を組織して遂行しているらしい(現場をどこまで監督できているのか疑問である)。2007年3月にGALLUPの標本抽出担当者からヒアリングを行ったが、電話調査ですら、携帯電話と固定電話の番号の混在、「電話による市場調査の拒否登録」の法律など複雑な現実の中で、標本抽出法やウェイト補正にアドホックな面があり、十分に正当化できていないことを認めていた。それは彼らの限界というよりも、現実の複雑な調査環境で尽力している姿に見えた。

クォータ法の場合、地点抽出は国勢調査データに基づき確率比例抽出するが、各地点では、あらかじめ指定された属性(性、年齢層、人種など)に関しては国勢調査データに整合させ、該当する標本数の人を探し出し、面接をする。この割り当ては、精確には容易ではない。たとえば性、年齢層、人種だけとして

も、それらの3重クロスの人口統計表を作成し、それに基づいて人口比例で、各地点で計画標本数の属性割り当てを考え、なおかつ、全国総数での人口比率との整合性を確保するのは簡単ではあるまい。3重クロス割り当てを各地点ではなく、複数地点をまとめたブロックごとに行うほうが精確であろうが、どの程度の規模のブロックごとがよいかの判断は、やはり簡単ではあるまい。また、どのような属性がどの程度、当該の調査の回答に効くかが重要なのだが、あらかじめそれが分かっていることは少ない。

さらに問題なのは、各地点で回答者抽出にどの程度の恣意性や偏りが入るのか、ということである。ランダム・ウォークで、ある道に沿って3軒ごとに訪問し、該当者を見出すまで継続する方法もあれば、普段から教会など集会所に頻繁に出席しておいて、顔見知りなどに依頼するようなこともありえる(あるフランスの調査会社では、調査員が潜在的な回答者として抱えている多数の顔見知りのなかから、各調査にあわせた回答者を抽出している)。たしかに、あらかじめ指定された属性については国勢調査データの属性分布から偏らない抽出方法ではあるが、指定外の属性の偏りを防ぐことには配慮がなされない。

また、通常、どの標本抽出方法でも若年男性層が捉え難いが、事後に、国勢調査データの属性分布に合うよう、回収データに「補正ウェイト」をかけ、見かけ上、合理化するということが行われている。これについては、もともと偏ったデータに、さらに想定外の偏りを助長させる可能性があり、決して望ましくないと、再三、論じてきた(吉野, 2002)(ただし、クォータ法ではあらかじめ指定した属性以外の属性は回答分布に影響ないという強い仮定が前提にあり、そのもとではウェイト補正は正当

化されることになるのだが。

いずれにせよ、クォータ法などでは標本抽出誤差は計算できず、統計的には望ましくはないが、欧米では市場調査を中心に頻繁に用いられているようである。

それでは、統計的に望ましくない方法がなぜ世論調査に用いられているのであろうか？各国の歴史の中で現実の必要から用いられてきたクォータ法の理念に注意してみよう。

標本抽出理論が確立した後に戦後民主主義発展のために世論調査方法の開発をみた日本とは異なり、欧米の民主主義発展の歴史では、まず階級、人種、男女の平等が謳われ、そのような社会では利益の異なる集団間の公平性にきわめて敏感で、集団間の権力の適正な「割り当て（クォータ）」が求められる。クォータ法を「割り当て法」と訳すために誤解を生ずるが、quotaは権利や義務に強く結びついた分配（率）のことである。その大義の前では、同じ階級や人種、性でも個人差があるという問題以前に、まず、少なくとも法律で平等とされる性や年齢や人種について適正なクォータが求められるのであろう。

各々の国や地域は、各々の社会で収集された調査データに基づいて、政策立案につながる判断をしている。これを狭い統計理論の見地から批判するのは適切ではなく、各国の歴史や政治的背景から確立している、いわば「調査文化」を尊重すべきなのであろう。日本でもクォータ法を用いるとしたら、回答に大きく影響を与える「属性」（地点層別だけか）の実証的検討または「政治的」公平性による正当化が必要なのかもしれない。

4 「回収率」低下にどう対処すべきか

世論調査の場合は、国の政策立案に反映す

るという意味で、国民の過半数が賛成か、反対かという情報が重要である。統計的無作為標本抽出調査において回収率100%のデータであれば標本誤差は推定できるが、そうでなくとも、「国民の過半数が賛成か、反対か」は推定可能な場合がある（そもそも、回収率100%は現実には不可能であるため、この問題は今日の調査環境の悪化のために生じたのではない）。

回収率がRのとき現実に観測される回収層の賛否の意見分布 $P1:P2$ と、観測されない未回収の意見分布 $Q1:Q2$ から、真の意見分布は $T1:T2$ として次のようになる。

$$T1 = R \times P1 + (1.0 - R) \times Q1$$

$$T2 = R \times P2 + (1.0 - R) \times Q2 \quad \text{ただし}$$

変数はすべて値域を $[0, 1.0]$ とした。

仮に回収層と未回収層の人々の意見分布は差がない ($P1=Q1$ かつ $P2=Q2$) とすると、回収率に関係なく、観測された回収層のみの意見分布がそのまま、母集団全体の推定値となる。回収層と未回収層の属性（年齢・性別・職業等々）の偏りと深くかかわる社会問題に対しては、各層の人々の意見にかなり差があるかもしれないが、回収率が十分に高い場合は、その効果は無視できるとされた。

しかし、回収率があまり高くない場合は無視できない。吉野（2006）では、回収層と未回収層の意見分布比が全く逆転している ($P1=Q2$ かつ $P2=Q1$) と想定した場合の、回収層の賛否と真の値の賛否が逆転しない条件を示している。とくに、ある2集団が6:4と4:6で賛否が逆となることは経験的にもよくありそうなことで、その場合、過半数の賛成で事を決める民主主義社会では「回収層が6:4で賛成が多い場合、真の値も過半数の賛否が逆転しない」ように、70%以上の回収率が必要という考えにつながる。他方で、回収率70%の時でも、回収層で55:45のよ

うに賛否の率が迫る時は、真の値でも過半数賛成と見るのは危険であることも分かる。

他方で、未回収層の意見分布は観測不能とすれば、それについて他の情報が全くない限り、賛否が半々 ($Q1=Q2=0.5$) と推定するしかないという考えもある。その考えでは、55%以下の低回収率の場合は、回収層の55:45程度の過半数賛成では、真の値も過半数賛成とみるのは危険であることが分かる。また、未回収層の意見は、回収層と比べ最大20%程度の差がありうるとして試算してみると、55%程度の低回収率でも、70:30くらい大きな賛否の差があれば、真の値でも過半数賛成となることが分かる。

以上を総合すると、ある程度の低回収率であっても、きちんとした統計的無作為抽出標本であれば母集団で賛否どちらが過半数かを回収標本の分布から推察できる場合もあるが、そうでない場合は調査結果からだけで判断すべきではないという警告になる。低回収率でも、きちんとした標本抽出調査の結果には信頼性のある情報が詰まっている。拒否率や不在率等も、社会状況を表す貴重な情報である。従来のように回収率を併記し、賛成と反対の比率を「有権者全体の母集団の推定値」として報告するのではなく、回収率を「回答協力者の割合」として明確に前面に示し、「回答協力者の母集団」のなかでの賛成対反対の推定比率として報告するのも一案である。つまり、回答協力しない者の意見の賛否を推定しようとするのではなく、それらの人々は調査拒否という回答を表明し、賛否は意見表明者に任せる立場をとっているとみなす考えである（選挙のアナロジー）。

「Mixed-mode 調査を用いて、単独の調査モードではカバーし難い層も含め総合し、全体のカバーを目指せ」という意見も見られ

る（松田、2005）が、私は Multi-modes と Mixed-modes の区別を強調したい。前者では、各手法の特性を十分に把握して、如何にしてデータが得られたかを捉え、総合分析する。得られたデータが各方法の間で矛盾するとしても、それ自体、総合分析の貴重な情報となる。しかし、後者では面接も電話もインターネットも、モード差による影響を本質的とせず、重み付け調整や傾向スコアによる補正等と称し、たんに程度の差と見て一緒にしてしまう愚に陥る。

私は、標本抽出の観点からは、現行の電話調査やインターネット・アンケートを推奨する立場ではないが、それらが情報収集に役立つたないといっているのではない。電話やインターネットの特性をつかんでいけば、それらは貴重な道具に違いない。たとえば、RDD調査に基づく選挙予測は、面接調査よりも成績がよいといわれる。電話は面接より敏感に世の中の変化を示す傾向があるといわれ、調査時点の世論ではなく、投票時までの世論の変化動向の情報をつかむには適しているのかもしれない。インターネットにも、それ固有の安定した特性があることが分かるかもしれない。こういう認識のもとで、それぞれの標本の偏りと反応モードの傾向を把握し、「世論の動向」をつかむことは重要である。しかし、用語として、統計的標本抽出理論に則った「世論調査」と、その他の「世論動向調査」や「アンケート調査」は区別したい。

ふつうはそこまで厳密な確率理論は意識しないが、最終的に性別や年齢別、学歴、居住地等の属性やその組み合わせで特定される集団の嗜好や購買動向を解明する目的の市場調査や、バイアスのあるデータでも統計モデルにより投票行動の予測をする選挙予測調査と、「1人1票の民主主義」のための世論調査と

は、扱う母集団（ユニバースに導入する確率空間）が異なることにくれぐれも注意が必要である。

5 「信頼のある社会」のための「調査の信頼」

本当の問題は、なによりも、現実社会の現場において、「調査」の信頼性を取り戻すことである。NHKの研究によると、調査協力を高めるには、調査の主体、目的、意義、データの活用のされ方、個人情報保護の仕方の明示が重要であることが確認されている（山内・米倉、2002）。他方で、官民学の各々の立場で、信頼のおける調査機関や調査員を判別する根拠が必要とされている。名簿閲覧が許可され、調査協力が推奨される等の優遇制度が担保される調査機関や調査員を判定する公的機関があるとよいであろう。

こういった社会の要請のなかで、社会調査士資格認定機構が2004年に発足し、調査機関、調査監督者、現場調査員の質の向上と維持を果たすために活動している。また、学会会議では「社会調査分科会」（盛山和夫委員長）や「政府統計・社会統計情報基盤整備分科会」（廣松毅委員長）が設けられ、データ公開の促進を含め、調査統計の社会的貢献の検討が進められている。さらに、政府でも統計業務の民間委託に関して検討が進んでいる。このような努力が結実し、信頼性の高い統計的標本抽出調査を維持、発展することにより、社会調査、世論調査の意義が広く一般社会に教育、啓蒙され、意見を表明することが民主主義の社会参画の義務であり、また権利でもあると考えられ、結果として調査データの質も向上することが望まれる。そして、日本でも海外諸国と同様に本格的な「社会調査データ・アーカイブ」が設立され、信頼性の高い

統計調査データが官民学を含む一般の方々の利用に供され、「実証データに基づいた政策立案」や学術研究が推進し、世界の安定した平和的発展と経済繁栄の基礎情報として活用されることが期待されている。

〔謝辞〕 本研究は文部科学省研究費補助金・基盤研究 A(2)、No.18252001（「環太平洋価値観国際比較調査」2006年度～2009年度）の財政援助を受けたものであり、感謝いたします。

文献

- Inkeles, A., 1996, *National Character*, NB: Transaction. (吉野諒三訳, 2003, 『国民性論——精神社会的展望』出光書店。)
- 前田忠彦・中村隆, 2000, 「近年5回の国民性調査の標本設計と標本精度について」『統計数理』48(1): 147-78。
- 松田映二, 2005, 「日米世論調査最新事情」『AIR』7: 15-32。
- 日本民族学協会, 1952, 「特集 社会調査」『民族学研究』17(1)。
- 西平重喜, 2000, 「日本人の国民性調査の周辺」『統計数理』481: 67-76。
- 統計数理研究所国民性調査委員会編（水野欽司・鈴木達三・坂元慶行・村上征勝・中村隆・吉野諒三・林知己夫・西平重喜・林文）, 1992, 『日本人の国民性（第5）——戦後昭和期総集』出光書店。
- 統計数理研究所国民性国際調査委員会編（林知己夫・鈴木達三・吉野諒三・三宅一郎・佐々木正道・村上征勝・林文・釜野さおり）, 1998, 『国民性7か国比較』出光書店。
- 山内利香・米倉律, 2002, 「条件次第で『拒否』—調査相手の中の「浮動層」」『放送研究と調査』4: 38-49。
- 吉野諒三, 2002, 「調査環境悪化の中で、より信頼性を確保する標本抽出法とは何か」『平成13年世論調査に関する調査研究』第2章、内閣府大臣官房政府広報室, 66-72。
- , 2005, 「東アジア価値観国際比較調査」『行動計量学』32(2): 133-146。
- , 2006, 「今世論調査が直面する壁——『歴史』と『理論』と『実践』」『よろん』97, 日本世論調査協会, 31-36。
- , 2007, 「海外の標本抽出面接調査の方法」いんぷおるむ, 53回, 『新情報』95: 7-12。
- 編, 2007, 『東アジアの国民性 データの科学』勉誠出版。

5 教育政策に果たす調査の役割と 社会調査士

藤田 英典 (国際基督教大学教授)

1 政策の合理性要件

政策（とくに公共政策。改革を含む）は合理的なものでなければならない。言い換えれば、妥当性・有効性・適切性・正統性の要件を満たすものでなければならない。これらの要件概念は相互に重なる面もあるが、ここでは次のように定義しておく。

妥当性は、政策の目的とその諸条件・諸前提を踏まえて合理的なものであると言えるかどうかということを行う。この妥当性と次の有効性は、ウェーバーの「目的合理性」に相当するものと言える。

有効性は、当該政策がその目的の達成という点で有効かどうかということを目指す。コスト（経費や時間・労力）に対してベネフィット（成果）がどのくらいかという点での効率性を含む。効率性は、しばしば費用効果分析（コスト・ベネフィット分析）によって検討・評価されるように、目的が特殊具体的に（数値目標や尺度上の水準などの形で）適切に設定されうる場合には有効性の主要な判断基準としてとくに問題ないと言える。しかし、目的が多面的・複合的な場合には、効率性要件の検討・評価は容易ではないし、むしろ、それだけを検討しても十分とは言えない。教育の場合で言えば、たとえば「学力向上」という目

的の場合、学力の定義（期待・重視される学力）も測定・評価の方法も多様でありうるし、短期的成果と長期的成果のどちらを重視するかによって評価の基準や方法も異なる。とくに長期的成果を重視する場合には、興味・関心、意欲・努力、学習のスタイル・習慣や生活態度などへの影響も重要になってくる。さらには、学力をどのように捉え定義するにしても、子どもたちの学力は、学校での各教科の内容・学習方法・学習時間などだけでなく、諸教科の学習およびその成果の相互関係や教科外の多様な活動経験によっても、さらには学校外での学習の時間や環境などによっても左右される。したがって、効率性評価は容易ではないし、たとえいくつかの要因について数値化できたとしても、それに基づく費用効果分析だけでは十分とは言えない。何を重視するかの価値判断やそれに基づく多様な要素のウェイト付けや複合的諸要因の検討を含めて、具体的な政策の有効性を検討・評価することが必要となる所以である。

適切性は、当該政策が理念的・規範的に適切なものであるかどうか、その政策がもたらす種々の副次的影響（他の諸側面・諸領域に及ぼす波及効果）が好ましいものであるかどうか、容認・許容可能なものであるかどうかということに関わる要件である。たとえば、正義に適うものであるかどうか、公平性を損ね

るものでないかどうか、当該事業の機能低下や関係者および社会全体のモラルの低下といった弊害をもたらすことにならないか、といったことである。これは、ウェーバーの「価値合理性」に相当するが、学校教育のように理念的・多元的・総合的・長期的な国民的事業の場合にはとくに重要な要件である。

正統性は、主に当該政策の決定手続きが容認されうる適正なものかどうかということと、その政策が関係者（市民）の合意・承認・支持を得られるものであるかどうかということの内容とする。前者はウェーバーの「伝統的合理性」（手続き的合理性）に相当し、後者はウェーバーの「感情合理性」に相当すると言える。

政策決定においては、これらの合理性要件が満たされるものであるかどうかを事前に十分検討する必要があるし、それは政治家や政策担当者（審議会等の委員やその他の特別に大きな影響力を行使しうる立場にある人を含む）の基本的な責務である。しかし、近年の政策決定、とりわけ教育政策決定においては、この基本的要件と責務の軽視が顕著になっている（末尾の参考文献を参照）。

2 近年の教育政策における矛盾

教育政策における上記・合理性要件の軽視は、次のような諸政策の矛盾を見ても明らかであろう。いわゆる「ゆとり教育」政策は1980年から始まったが、1992年からは「学校スリム化」政策（学校五日制）が始まった。この2つの政策は基本的には学校の教育役割の縮小と学習時間の削減を特徴とするものであるが、グローバル化する知識社会・高刺激社会（高度情報消費社会）の進展を考えれば、そこに構造的矛盾があることは容易に想像で

きたはずである。そうしたグローバル化社会の教育面での重要な特徴の1つは、知識・技術・資格のグローバル・スタンダード化（グロスタ化）と高度化が進む点にある。このグロスタ化と高度化は、たとえばEUにおけるボローニャ・プロセス（大学教育の標準化・卓越化と学生・教員の域内交流の促進）、国内における大学の卓越化政策（COEプログラム等）や、OECD/PISA（国際学力比較調査）の実施・重視として顕現しているが、「学校スリム化」とセットになった「ゆとり教育」は短い時間と少ない努力で学力・「生きる力」の形成が可能だと主張するものであったから、そこに胚胎する矛盾は、完全学校五日制が目前に迫った2000年前後から無視できないと史料されるようになり、一方で、学力重視（テスト学力重視）政策への転換を招来し、もう一方で、習熟度別指導（学力別指導）や学校の格差化（エリート的な中高一貫校や学校選択制など）の導入・拡大を促進し、その差異化・格差化された学習集団や学校に子どもたちを学力や家庭の経済・文化資本によって振り分けることになった。こうしたことは「ゆとり教育」政策に加えて学校五日制導入が決まったときから合理的に考えれば当然に予想できたことであるが（藤田、1992など）、当時そうした点は検討されなかったし、その危険性を指摘する意見もほとんどなかった。以上の他にも、その後の政策はたとえば情報教育、国際理解教育、「心の教育」、職場体験、安全指導、食育などを導入し、学校の義務的教育活動を拡大してきたが、これらが「学校スリム化」政策と矛盾し、学校・教職員の多忙化問題等を深刻化してきたことは言うまでもない。

こうした合理性要件の軽視は、他にも多々あるが、紙幅の都合で、2006～07年の安倍

政権下で決定された重要な事例のいくつかを列挙するに留める。教育基本法および教育三法の改正法案の強行採決、02年・中教審が見送ったのに06年・中教審が導入を答申し07年の教員免許法改正で実施が本決まりとなった教員免許更新制、中教審答申を無視して政治決定された義務教育国庫負担金の2分の1から3分の1への削減、多数の少年司法関係者・青少年健全育成事業担当者や研究者の実践・研究成果に基づく批判・反対を無視しての少年法の厳罰主義的改正など、挙げればきりが無い。しかも、そうした改革・政策が四半世紀にもわたって推し進められてきたにもかかわらず、教育および青少年健全育成に関して問題視されてきた諸現象は一向に改善したとは見られておらず、いまだに同じようなレトリックで、改革・政策の必要性を主張する根拠・理由とされている。

3 劇場型政治・ポピュリズムの危険性

政治と教育は、誰でも一家言持ちうる領域であり、立憲民主主義の現代日本社会では、誰もがその一家言を自由に表明する権利を有している。その点では、政治家・政策担当者やマスコミ関係者・評論家（研究者を含む）も例外ではない。しかし、政治家・政策担当者には上記・合理性要件を尊重・充足する責務があり、そしてマスコミ関係者や評論家には、(どのような思想・信条・価値的判断に立つにしても) エヴィデンスと合理的な批判精神に基づいて報道・意見表明する基本的な責務がある。しかし、とくに教育問題・教育政策に関しては、その基本的責務が必ずしも重視されていない。この責務軽視は、とくに劇場型政治・ポピュリズムと言われる状況を先導してきた小泉・安倍両政権下で顕著になった。

たとえば、小泉政権下での経済財政諮問会議や規制改革・民間開放推進会議（現・規制改革会議）や安倍政権下で設置された教育再生会議（いずれも首相の諮問機関）の市場原理主義的な改革提言（学校選択制の全国展開論や教育バウチャー制導入論）、「親学」の提唱や教科「徳育」導入案（道德教育の教科化）、「6-3-3-4制」弾力化・「年齢主義（履修主義）」見直しの提言とそこに至る審議過程は、その典型例である。

それらの審議機関は、設置法に基づくか閣議決定に基づくかの違いはあるにしても、政府が設置した機関であるから、上記・合理性要件のうち、正統性・適正手続要件は一応形式的には満たしていると言える。しかし、他の3要件（妥当性・有効性・適切性）や正統性（合意承認）要件を満たしうるような誠実かつ十分な検討を行ったとはとても言えない。それは議事録を見ても明らかだが、基本的には、委員の非常に限定的な私的経験・見聞や偏った思想・信念に基づく雑多な意見を表明し合い、他の委員の賛成の有無等を踏まえて選択・調整し、もっともらしい理由をつけてまとめたものである。むろん、そこに至る過程で、関連のありそうな種々の調査データや資料が用意・提供され簡単に説明される。しかし、提案項目はそれに先だって、あるいは、それとは無関係に決まっており、その具体的な提案の根拠となりそうなデータ・資料が事後的・選択的に採用されるに過ぎない。「事後的・選択的に」というのは、理念や理論的知見を踏まえて演繹的に検討するのでもなければ、種々のデータ・資料を踏まえて機能的に検討するというのでもなく、結論としての提案事項を正当化するのの一見して役立ちそうなデータ・資料だけが選択・利用されるという意味である。この傾向は、たとえば教育再

生会議の場合で言えば、諸プログラムの拡充とそのための予算増を中心とする大学・大学院改革案には必ずしも当てはまらないが、既存の諸制度・諸慣行の構造的再編（とくに教育機会の構造的再編や権限・権力の再配分）を中心とする初等・中等教育段階の改革案でとくに目立つものである。

4 エビデンスに基づく政策決定の重要性

以上のようなポピュリズムと矛盾に満ちた非合理的な政策動向を是正し、合理的かつ適切な政策を進めるためにも、適切なエビデンスに基づく問題・課題の検討と政策決定を行うことが重要である。欧米諸国では20年ほど前から Evidence-based Policy の重要性が言われ、そのための情報・支援センターなども設立されてきた。日本でも10年ほど前からその重要性が指摘されるようになり、たとえば社会調査統計データベースの構築、本誌の刊行主体である社会調査士資格認定機構の発足、統計法の改正（07年5月）などが進められてきた。また、バブル経済崩壊以降の構造改革の流れの中で、行政評価・政策評価・公的事業評価やPDCAサイクルによる行政・事業の質保障・質向上（QA/QE）の重要性が言われ、そのための諸施策が講じられるようになった。しかし、上述のように少なくとも教育政策の策定・実施については、その方針はほとんど無視されていると言っても過言ではない。

その原因・背景は多様かつ複雑に錯綜しているが、とくに重要な要因としては、次の3つを挙げることができよう。第一に、現代社会における教育（学校教育）は目的・機能・組織・活動の多元性・多様性・複合性（相互連関性）とそこに胚胎する種々の矛盾を特徴

としている国民的な大事業となっているため、その構成諸要素の相互関係を踏まえた合理的な制度設計・実施計画の策定は難しく大変な作業である。第二に、教育（学校教育）は国民的的事业として教育制度（教育活動を枠付ける制度であるだけでなく、人員の選抜配分制度、教育資格制度、正当・有用とされる文化・知識・能力を定義する制度などでもある）に基づいて展開しているが、その一方で、子どもをどのように育てるかの基本的な決定権は保護者であり、私立学校の存在は正当化されており、初等・中等教育段階の教育行政権（公立の小・中・高校の設置・管理）は地方公共団体にあること（自治事務）などが重なる中で、制度設計・実施計画の策定も各学校の管理運営も一元的・系統的になされているわけではないし、理念的にも、それら各主体の自律性・自由裁量権を重視する考え方（新自由主義・市場原理主義・リバタリアニズム・地方分権主義など）と秩序・計画性・公平性・共同性などを重視する考え方（設計思想・パターンリズム・コミュニタリアニズムなど）の対立が潜在しており、したがって教育事業も教育政策もその対立から自由ではありえない。第三に、すでに述べたように教育は誰もが一家言持ち、その意見を表明できる領域であることに加えて、私的な利害・関心・価値観が錯綜する領域であり、かつ、その事業・活動は現時的でありながらも多面性・複合性と長期性（成果発現の長期性）を特徴としているために、とくに政治家にとっては、選挙等においてアピールしやすく、しかも、その結果責任を問われることがほとんどない。

こうした教育事業の特徴と劇場型政治・ポピュリズムの傾向が重なり合う中で、上記・合理性要件は以前にも増して軽視されるようになったと考えられる。

それに加えて、バブル経済崩壊以降の政治社会思潮と改革動向が、官僚主導から政治主導へ、規制緩和・民営化・市場的効率性、成果主義・評価主義、地方分権・学校裁量権の拡大などを重視する方向へと、大きくシフトしていること（パラダイム・シフト）も、政策およびその決定過程の近年の変化の背景要因として重要であろう。少なくとも教育政策においては、政治主導の改革は学問的専門性・実践的専門性・行政的専門性を不当に軽視する傾向にあり、民営化・市場的効率性重視と成果主義・評価主義は教育の多元性・複合性・総合性・長期性や教育活動の包括性・持続性を軽視し歪める傾向にあるからだ。他方、地方分権・現場裁量権の拡大は、基本的には望ましいこととポジティブに評価されるものではあるが、上記のような諸傾向が重なる中で、また、地域間・学校間の無用な競い合いを強いるような政策（たとえば学校選択制や全国一斉学力テスト）が実施される中で、いわゆる「市場の暴走」だけでなく、「地方分権・学校裁量権の暴走」とも言うべき動きが広まりかねないだけに、関係者の良識と責任が問われている。2006年末から07年初頭にかけて問題化した高校の未履修問題（進学実績の競い合いが強まる中で多数の高校が必修科目・世界史等を教えず他の受験科目の学習に振り替えていた問題）や08年1月に一部のマスコミが報じて注目された杉並区立和田中の「夜スベ」（大手学習塾サピックスの出張夜間塾を選抜された成績上位者のみを対象に学校で開設するプログラム）は、そうした成果主義の圧力の弊害と「地方分権・学校裁量権の暴走」の具体例と言える。

こうした弊害や暴走を回避・抑止するためにも、適切なエヴィデンスに基づく合理的かつ適切な政策決定が重要だと言えるし、その

ことについては異論のないところであろう。そこで問題となるのは、その場合のエヴィデンスは何を指すと考えるかである。日本でもそうであろうが、欧米でEvidence-based Policyと言われる場合、一般的には事実調査（統計的調査データ）とそれに基づく妥当な知見（調査研究の成果）を指しているようである。その一般的な捉え方にとくに異論があるというわけではないが、筆者は、そのエヴィデンス（「事実調査」のデータや「妥当な知見」）を狭く限定しすぎないようにすることが重要だと考えている。学術的に妥当とみなしうる統計的調査データ（量的調査データ）とそれに基づく知見はもちろんであるが、本誌発行主体である社会調査士資格認定機構もその大学・大学院カリキュラム要件に指定している事例的調査（質的調査）とそれに基づく知見や理論研究・歴史研究・制度研究等の成果も含まれる。さらには、行政担当者や社会諸分野での実務家・実践家が蓄積してきた（「相応の妥当性」があると見なしうる）経験的諸資料・諸情報も含めて考えるのが妥当であろう。こうした多様な諸データ・諸資料・諸情報のうち、当該政策およびその対象となっている事象・問題・課題に適切（relevant）かつ「相応の妥当性」があると見なしうるものを参照・活用し、合理的な検討を踏まえて政策を策定していくことが重要なのだと言えよう。

5 社会調査の役割とサンプル調査の有用性

上記のようなエヴィデンス、とりわけ統計的調査データの収集・提供という点で重要な位置を占めているのが質問紙等を用いて行われる社会調査（質問紙調査）である。この調査の方法や特徴（メリット・ディメリット）についてここで説明する必要はないことだが、

最近の教育政策との関連で、サンプル調査の意義と有用性について述べておこう。

2007年4月、義務教育段階の児童・生徒の学力・学習状況を把握・分析し、その結果を全国的な義務教育の機会均等と水準向上（カリキュラムや教育方法の改善）を図ることを目的として、43年ぶりに、全国の小6と中3の児童・生徒を対象にした「全国学力・学習状況調査」（全国一斉学力調査）が、膨大な費用と労力をかけて実施された。この調査は形式的には任意参加であり、私立学校の参加は60%だったものの、国立附属は全校、公立も犬山市を除く全教委・全校が参加し、事実上、悉皆調査として行われた（2008年度も実施された）。筆者をはじめ多数の研究者や教育関係者は、悉皆調査は弊害が大きく、従前から行われているサンプル調査のほうが適切かつ有益だと主張してきたが、悉皆調査となったため指摘されていた弊害（大学入試センター試験並みの実施体制に伴う学校現場の対応の大変さ、予想問題集によるテスト対策指導、実施上の不正行為、学校間・地域間の競い合いへの圧力、テスト対応指導に向けた業者の教材や学習プログラムなどの売り込み、等）が現実化することとなった。こうした弊害の大半は、サンプル調査であれば起こりえないことである。

そうした批判・指摘が多々あったにもかかわらず、この調査が悉皆調査として行われることになった経緯・意図は定かでないが、実施決定に関与した関係者や悉皆調査を支持した政治家・マスコミ・評論家などの間にサンプル調査に対する認識不足があったことも一因であろう。代表性を十分に担保しうる適切な規模のサンプル調査の有用性が広く認識されることの重要性を示す一例と言えよう。

6

社会調査士制度の意義と調査研究者の責任

本稿の結びとして、社会調査士および同制度の意義と調査研究者の責任について述べておこう。こんにち調査（アンケート調査）は至る所で行われており、そうした調査に基づくとされる報道・議論・情報も氾濫している。そして、そうした調査のかなりがサンプルの代表性、質問内容（質問項目の配列・質問形式・選択肢等を含む）の妥当性、および回答の信頼性などの点でも、また分析方法の点でも問題の多いものであることも、多くの研究者・識者が指摘しているところである（谷岡、2000等）。その点で、政治家・政策担当者や中央・地方の行政担当者を含めて、調査なるものを実施・利用する人たちはもちろん、一般市民においても、調査リテラシーを高めることが重要である。

（社会調査士資格認定機構が創始し管理している）社会調査士制度の意義は、実際にさまざまな社会生活・仕事の場面で種々の調査を実施することになる人々の調査力量を高め、また、さまざまな場面で実施される調査の質を高めることはもちろん、世間一般における調査リテラシーの向上・普及にも寄与しうる点にもあると言える。

社会調査士・専門社会調査士の資格を得るために所定のカリキュラムを修める人は、各種調査の方法やそのデータ分析の技法について学習し、その基本的な知識・技能を習得することになるが、調査研究者の責任については、日常的に調査を行っている研究者の間でも必ずしも十分に検討・自覚されてはいないように見受けられる。そこで最後に、筆者の個人的経験を一つ紹介しておきたい。

筆者はSSM調査その他の学術的な社会調

査だけでなく、内閣府および旧総務庁の種々の調査にも携わってきたが、2007年に実施された内閣府の「低年齢少年の生活と意識に関する調査」(委員長。内閣府『低年齢少年の生活と意識に関する調査報告書』07年2月)の結果は、教育再生会議が発信した「早寝・早起き・朝ご飯が重要」というメッセージと一見したところ整合的であり、そのかぎりにおいて同メッセージをサポートするものであった。因子分析・クロス分析・重回帰分析・共分散構造分析(AMOS)・分散分析などを用いたが、たとえば「早起き」と学校生活・友人関係・教師関係・親子関係・ストレス・遊び行動・学業態度・努力志向・進学希望等との間に統計的に有意な相関・因果関係が確認されたからである。しかし、周知のように、その相関・因果関係はあくまでもそういう傾向があると言えるものであり、そして、とくに因果関係については分析モデル上設定・確認されるものではあっても、必ずしも実際の因果関係を特定しえたことにはならない。また、朝食を食べる暇もないほどに遅く起きる子どもや、その他の諸項目でも通常ネガティブと見なされる強いレスポンス(4件法での4などの回答をした子ども)はごく少数でしかない。よって、そうしたネガティブ・レスポンスの多い回答者に対する実践的対応や施策を講じようとする場合には、その背景要因や因果関係を丹念に精査する必要のあることであって、上記のような分析結果から短絡的に一般的な政策・施策を策定したり、プロバガンダ的なメッセージを(とくに公的機関が)発信したりしていいというものではない。調査結果もそれに基づく調査研究者の見解も貴重なものであり、調査報告書・学会誌・研究書やその他のメディアを通じて適切な形で公表されるべきものであるが、その知見・見解の公表に当

たっては調査研究者の専門性と良識・責任が問われることを自覚することが重要であろう。また、そうした調査結果の恣意的利用やその弊害を抑止するためにも、適切な調査を実施することはもちろん、各種調査データの公開とデータベース化を促進し、多数の研究者がそのデータを再分析することができるようにすることも、これからの重要な課題だと言える。

文献

- 藤田英典, 1992, 「学校五日制は奏功するか」『日本の論点』文藝春秋, 742-47。
 ———, 1997, 『教育改革——共生時代の学校づくり』岩波書店。
 ———, 2000, 『市民社会と教育——新時代の教育改革・私案』世織書房。
 ———, 2001, 『新時代の教育をどう構想するか——教育改革国民会議の残した課題』岩波書店。
 ———, 2005, 『義務教育を問いなおす』筑摩書房。
 ———, 2006, 『教育改革のゆくえ——格差社会か共生社会か』岩波書店。
 ———, 2007, 「全国学力テストの問題性と課題」『日経BP』「ニュース解説」4月27日 (http://www.nikkeibp.co.jp/style/biz/feature/news/070427_gakuryoku2/index.html)。
 ———, 2008, 「和田中『夜スベ』——何が問題か: 地方分権・学校裁量権の暴走と公教育の危機」『世界』777, 岩波書店, 83-92。
 ———編, 2007, 『誰のための「教育再生」か』岩波書店。
 荻谷剛彦, 2002, 『教育改革の幻想』筑摩書房。
 ———, 2003, 『なぜ教育論争は不毛なのか——学力論争を超えて』中央公論新社。
 ———・増田ユリヤ, 2006, 『欲張り過ぎるニッポンの教育』講談社。
 日本の教育を考える10人委員会編, 2007, 『今, 義務教育が危ない! ——国民のライフラインを守ろう』ぎょうせい。
 斉藤貴男, 2000, 『機会不平等』文藝春秋。
 ———, 2008, 『「心」が支配される日』筑摩書房。
 谷岡一郎, 2000, 『「社会調査」のウソ——リサーチ・リテラシーのすすめ』文藝春秋。
 Weber, M., 1921-22, “Soziologische Grundbegriffe”, in *Wirtschaft und Gesellschaft*, Tübingen: J.C. B. Mohr. (清水幾太郎訳, 1972, 『社会学の根本概念』岩波書店。)



6 大学における調査教育の課題と意義 ——「リサーチ・リテラシー教育」としての可能性——

大屋 幸恵 (武蔵大学社会学部教授)

1

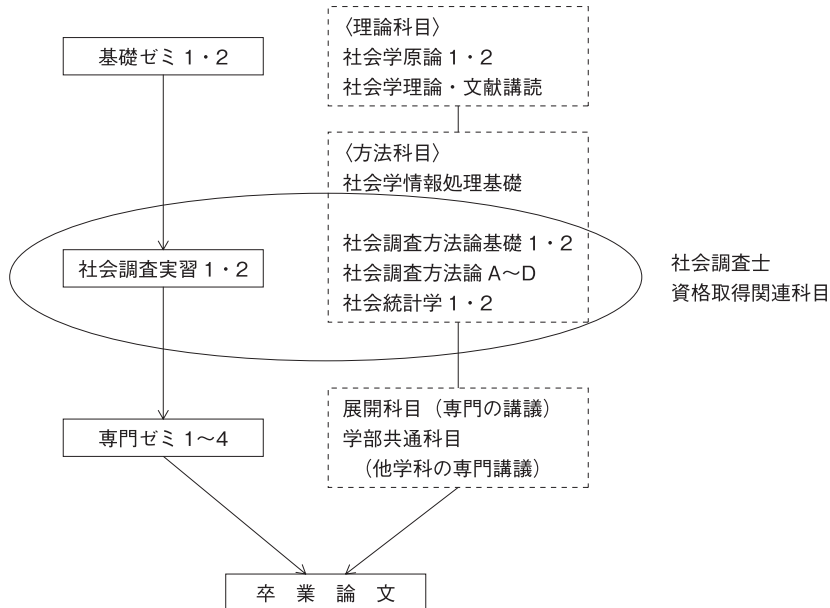
社会学教育における「社会調査」および「社会調査実習」の位置づけ

大学における社会学教育の目標は、現代社会の中で起こるさまざまな「問題」を〈社会学の眼〉で捉え、これを科学的に分析するためのさまざまな知識および方法や情報技術を習得し、それらの知識や方法を統合しつつ、多様かつ複雑な状況に応じて的確な判断することができる、かつ、幅広い視野から柔軟に問題を解決することが可能な人材を育成することであるといえよう。

図1は、筆者が所属する武蔵大学社会学部社会学科におけるカリキュラム構成の概要であるが、種々の社会学の領域に関する幅広い知識・理論を学生に理解させるとともに、目には見えない現代社会の実状や人々の意識を明らかにするための研究方法である調査手法やテクニック、データ収集、分析法を体系的に理解させることを主眼にデザインされている。

種々の社会学の領域に関する講義科目には、「社会学原論」のような入門授業をはじめ、家族、教育、職業、地域社会、福祉、文化、

図1 武蔵大学社会学部社会学科におけるカリキュラム概要



コミュニケーション等々の社会学の研究分野の知識・理論に関連した多くの展開（専門）科目がある。

一方、それら個別領域における諸現象の測定や法則性を見いだす授業科目として、「社会調査実習1・2」をはじめとして、「社会調査方法論基礎1・2」や「社会調査方法論（A～D）」、「社会統計学1・2」などの〈方法科目〉が位置づけられている。このような社会調査教育は単なる方法論としてだけでなく、社会現象、すなわち社会を意味づけ、知識を生産するプロセスの基盤として重要である。

その中でも社会調査実習は、知識を得るだけでなく、学生自らが質問紙調査やインタビュー調査を立案してデータ収集・分析を行うものであり、社会学研究における基本的な論理的思考法や研究法を体験的、実践的に修得する機会であるといえよう。

さらに、2003年に社会調査資格認定機構が創設され、「社会調査士」および「専門社会調査士」資格が制度化されて以来、「資格取得」への社会的風潮を背景に学生の動機付け、ニーズも高まり、社会学実践としての「社会調査」はよりいっそうの充実が求められているといえよう。

2 社会調査実習授業の実例

ここで、大学における調査教育の問題点を抽出するために、筆者が2007年度に担当した「社会調査実習1〔前期〕・2〔後期〕」の実施状況を紹介する。

❁ 授業の様態

本学部においては「社会調査実習1・2」は、原則として2年次生の必修科目であり、社会調査士関連科目としては、資格認定機構

が定めたG科目に該当する。1コマ90分の前期、後期各15回開講され、各2単位、履修者は19名であった。

履修学生は、1年次に社会調査方法論の基礎を学んでいることを前提としているが、その理解度、定着度は高いとはいえない。そのため、前期は基礎的知識の復習をはじめとし、調査設計から、質問紙の作成とその実施、後期はSPSSを用いたデータの整理と分析、報告書の刊行といった社会調査の一連の手続きを実践することによって、社会調査方法への理解をよりいっそう深めること、ひいては社会学研究の基礎や思考法、情報リテラシーを含めたさまざまなスキルを確実に修得させることを目的としている。

❁ 授業の概要

表1は2007年度に筆者が担当した「社会調査実習2〔後期〕」の授業概要である。

担当教員にとっては、通常の授業に比べて学生の作業が円滑に行うことができるための十分な授業の事前準備はもとより、知識、理解の定着のために毎回のように課題を出すとともに、授業後もSPSS等のソフトの操作に関する質問への対応にかなりの時間を要する。さらに、提出された課題のチェックと評価、分析レポートの添削作業など、授業時間以外の指導内容も多岐にわたり、非常に負担の大きい、手間のかかる授業となっている。

しかしながら、学生による授業評価アンケートの結果をみると、「授業への満足度」（5点満点中の平均：4.4）や「授業内容の理解」（4.4）に対する評価が全体平均と比べて高い。また、学生自身も「時間外学習への自己評価」（4.2）、および「授業への出席状況」（4.7）への自己評価が高くなっており、授業への積極的関与が伺える。さらに、実習・演

表1 「社会調査実習2〔後期〕」の授業概要

No.	テーマ	具体的な内容	学生への課題	教員の指導・作業
1	回収票のチェック	コードブックに従って点検	担当分の作業	
2	SPSSによるデータ入力	データ入力とデータの保存等基本的操作の説明, 作業	担当分の入力	入力ミス箇所の特定制
3	データクリーニング	入力ミス箇所の訂正	(該当分)	最終チェック
4	集計結果と分析方法の検討①	記述統計, 度数分布表, ヒストグラムなどの説明と演習	分担箇所の分析	
5	集計結果と分析方法の検討②	クロス集計表, 相関係数, カイ二乗検定の説明と演習	演習問題	チェックのうえ, 返却
6	集計結果と分析方法の検討③	多重回答の場合の分析方法の説明と演習	単純集計概況レポート	添削のうえ, 返却
7	単純集計結果の発表①	集計データの概況報告	修正レポート	添削のうえ, 返却
8	単純集計結果の発表②	集計データの概況報告	修正レポート	添削のうえ, 返却
9	図表の描き方・見せ方, 仮説の立て方	エラボレーションの説明と演習, 「仮説」に関する説明	クロス分析案, 演習問題	チェックのうえ, 返却
10	分析レポートの作成①	クロス分析結果関連	一次レポート	添削のうえ, 返却
11	分析レポートの作成②	単純集計・クロス分析	修正レポート	添削のうえ, 返却
12	分析レポートの作成③	修正作業	修正レポート	添削のうえ, 返却
13	分析レポートの作成④	班ごとに編集作業	完成レポート	添削のうえ, 返却
14	編集作業(全体)①	全体に関わる箇所の調整	感想等の原稿	添削のうえ, 返却
15	編集作業(全体)②	報告書の完成	完成原稿の提出	確認・編集作業

習形式の授業に関する質問の中でも、「学生間の議論」という項目のスコアが全体平均が3.7であるのに対して、本授業履修者の場合は4.2と高い値を示しており、コミュニケーションや対話能力の向上という一定の教育効果を見ることができるといえる。

3 社会調査教育における課題

「社会調査実習」の授業は前述のような教育効果や学生の満足度の高さなどから、調査教育のコアとして大きなメリットを期待できる授業ではあるが、その運営においては以下のようなさまざまな課題がある。

❖ 社会的関心の不足, 基礎能力・社会科学的思考の不足

まず、教育の対象である学生の質に関する問題がある。

近年の急激な高等教育機関への進学率の上昇や大学入学試験の多様化にともない、学生の学力や学習への意欲の低下が指摘されている。また、コミュニケーション能力や相手の立場を理解する能力の低下、さらに、海外の学生との比較から、日本の学生の社会的問題に対する関心の低さも指摘されている。社会学部に入學したもの、社会的な事柄に対する関心がない、つまり、社会学を学ぶための基礎能力・態度が不足しているといわざるをえない学生が多々みられる。これは、社会調査実習における調査テーマの選択の際にも顕

著にみられる。社会問題に関連したテーマよりも、学生や若者といった同世代を対象とした行動や意識をテーマとするクラス履修への希望が多く、これまで知りえなかった物事を知ろうとする知的好奇心や社会的関心の欠如を実感するところである。

くわえて、社会学は複雑な社会的現象や人間行動の一般性や法則性を解明するために、抽象化のプロセスを必要とする。抽象化には論理学や数学的知識が必要であるとともに、その社会的現象や人間行動を成り立たせている歴史的、地理的、制度的な知識も必要とされる。しかしながら、いわゆる「文系」として中等教育課程を終えた学生にとっては、とくに、数学的知識を前提とする社会統計学や統計解析ソフトの学習については、苦手意識や抵抗感があることは否めない。社会科学においては、定量的研究であれ、定性的研究であれ、なんらかの方法を使って「現象を観察し、問いを立て、観察を通じて現実の世界に関する情報を推定し、原因と結果を推論」(King et al., 1994, 訳8頁)し、結論を導き出すという「科学的」手続きが重視されるため、ある程度の思考力や想像力も基礎能力として不可欠である。しかし、現在中等教育においては、知識の記憶に関する教育に重点が置かれ、現実世界を記述、解釈する力を養成する教育は置き去りにされてしまった感がある。

❖ 大人数教育と少人数教育とのバランス

社会や人間に関する現象や事柄を客観的、批判的に捉え、社会問題を「問いのプロセス」の中で検証するという視点を身につけるためには、中等教育と同様の知識の一方的な伝達のみでは限界があり、学生が社会学のさまざまなテーマについて論理的に考え、また、質問紙調査やインタビュー調査、データ分析

などの研究手法を体験的に学べるような授業環境を準備する必要がある。

具体的に本学科の場合、1年次より社会学的思考法の獲得を目的とした演習(必修)形式の授業があるものの、社会調査教育の導入科目の一つである「社会調査方法論基礎1[前期]・2[後期]」(1年次の必修)は、例年150人規模の学生を対象とした講義形式の授業が実施されている。

講義形式であるがゆえに、基本的には、一方向的な知識の提供とその獲得を中心とした授業であり、学生が自ら考えて実践する授業とはなっていない。教員にとっては、次年度の社会調査実習の準備段階として重要な科目として認識されているが、学生の興味・関心は薄いというのが実状である。このようなことから、将来的にも有用な社会調査に関する知識と技法の確実な修得という目標の達成にとっては、少人数の実習形式の授業は不可欠であるといえる。

❖ 調査実習授業での教員の負担

しかしながら、実習形式の授業は比較的少人数の学生を前提とするため、同時に複数のクラスを設置しなければならず、担当教員やティーチングアシスタントの配当には困難をともなう。

また、授業運営に関しても、表1にもあるように、学生に対して、統計ソフトのコンピュータの操作や分析方法等の技術的指導をはじめ、さまざまな場面で個別に指導をする必要がある。さらに、実習課題の作成や調査票・質問内容の作成、作業管理、課題や分析レポートの作成指導とその評価のフィードバックなど、教育内容は多岐にわたる。

また、社会調査士資格の取得のためは、認定機構に対して報告書の提出が必要とされて

おり、その刊行作業等は、担当教員にとってはさらなる負担となっている。とくに、小規模な私立大学においては、在籍する大学院生の絶対数が少ないことから、各実習クラスにティーチングアシスタントをつけることは不可能であり、担当教員の負担は増加するばかりというのが現状である。

❖ 実習の教育支援体制および経済的負担の問題点

社会学における研究方法の一環として調査教育にはさまざまなメリットがあるが、その効果を最大限にするためには、教育環境の整備が重要である。

まず、通常の教室とは異なる「調査」にともなうさまざまな作業を行うことができる「実習室」(スペース)の確保、調査実習関係の授業が優先的に利用可能なパソコン教室などの環境整備、さらに汎用の統計パッケージの充実が前提条件である。パソコンも各種統計関連ソフトも、ある一定の年限でリプレイス、バージョンアップしなければならず、補助金などの活用がなければ十分な教育効果をあげうる環境整備は難しい。さらに、上述のようなハード面での支援が得られたとしても、学生が授業時間外に課題を作成しようとする際に、社会調査や統計ソフトに詳しい大学院生チューターやTAを配置することができない等、ソフト面でのサポート・サービスの充実も解決しがたい問題としてある。

また、社会調査実習の授業では量的調査、質的調査を問わず、さまざまな費用が発生する。実習費として大学側からの予算措置があるものの、他形態の授業と比較すると、教員のみならず学生側の経済的負担も大きい。

❖ 調査協力者の確保・統計分析における精度を担保するデータ収集の困難

個人情報保護法の制定やプライバシーに関する意識の高まりから、現在では住民基本台帳をベースにしたサンプリング調査は困難である。このため、比較的容易にサンプル数を確保することができる学生や若者、さらにはその親世代を対象とした調査が多くなり統計的有意性検定に耐えるデータセットを確保することは非常にむずかしい。また、複数のクラスがそれぞれのテーマでほぼ同時期に実査を行うため、キャンパス内ではある種の「調査公害」ともいえる状況に陥ることもあり、調査手法や調査実施の体制は十分に検討、調整を要する点である。

くわえて、実習費の問題もあって、データ入力を専門業者に外注することができず、履修学生に分担して入力作業に当たらせることになるが、慣れない作業ということもあってデータの入力ミスが多く、分析に耐えるデータセットにするためには教員側のチェック作業に相当な時間と労力を要する。履修後の学生の感想にも「アンケートの結果を打ち込む作業は目が痛くなって、ストレスがたまり、いつになったら終わるのか分からないような量で、PC室でパソコンのキーを叩くのがしんどかった」とあり、正確なデータ入力が困難であることを彷彿させる状況である。

4 社会調査教育の意義

❖ 学生の問題発見能力、コミュニケーション能力の育成

講義だけでは学生が受け身になりがちであるが、実習形式の授業では、教員がテーマを

設定する等ある程度の方向付けは行うものの、具体的な調査のプロセスについては学生が主体的に関わっているという「当事者意識」を明確に持たせることが可能となる。履修学生の感想に、「この1年間は調査実習のことを考えない日はなかったと思うぐらい、授業やクラスに関わっていたと思います」や「ひとつずつ作業をこなしていくうちに少しずつカタチになっていくのがとても面白かったです」といったものがあり、実習形式のメリットが実感されている。さらに、個人ベースの作業だけではなく、グループでの作業を組み込むことによって、目標達成のために集団の中でいかに行動すればよいかを学生自身が考える機会を創出するとともに、学生間の協同性や調整能力など良好な人間関係を構築するための「体験的学習」としても位置づけられよう。つまり、社会調査の実習形式の授業は



分析レポート作成に真剣な面持ちの学生たち

いわゆるチーム方式、プロジェクト型授業（PBL：Project/Problem Based Learning）の一形式としても位置づけられることから、問題発見・解決能力を養成するとともに、学生がお互いの意見を率直に交換する発言能力の醸成も期待できる。

また、質問紙調査あるいはインタビュー調査の実施にあたっては、学外の調査対象者への協力依頼など、高い倫理観にもとづくコミュニケーションスキルが要求されることから、就職活動時の面接等の事前準備としても有用な機会となっている。

❖ 獲得知識の点検・確認と調査・分析などの技能の修得

現在の学習内容の位置づけを体系的に認識させることは、学生がインセンティブを持続させることや応用力の養成に重要な役割を果たす。さらに、応用力の習得には、各科目の断片的な知識だけではなく、それらを統合する能力が不可欠である。社会調査教育において実習形式の授業を組み込むことによって、それ以前に学んだ社会調査方法論の知識や理論を、タイムラグはあるものの実践を通して体系化、総合化する可能性が高まる。

たとえば、履修学生の感想に「私は今年度前期に『社会統計学1』をとっていて、そちらでもSPSSの操作や統計学の基本は勉強していたが、パソコンを使いながらの授業ではなかったためわかりにくかった。調査実習で実際にデータ処理をするようになって、統計学の授業で学んだことをどう使っていくのがよくわかった」、また、「後期になってからは、SPSSでの作業が毎週あり、SPSSに対する抵抗感が消え、分析がスムーズにできるようになった」、あるいは、「Excelの使い方は1年次前期の授業で習っていたのにすっか

り忘れていたが、調査報告書作成のために勉強したので、グラフはしっかり作れるようになった」といった「実践」を伴うことによる知識や技能獲得の成果に対する肯定的な意見もみられる。

このように調査教育には、学習した知識を体系化する機会が多く含まれている。体系化された知識をもつということは、断片的、部分的な知識を忘却したとしても再び応用する場面に遭遇した場合、それを想起する道筋や方法を与えてくれる思考法の獲得に他ならないといえよう。

❖ アカデミック・ライティングの基礎の修得

筆者が担当する社会調査実習では、最終的に報告書を作成することを目標としており、そのプロセスでは、自ずとレポート執筆の指導も行うことになる。

最近では、大学の2年次生といえども、「文章表現」の基本的なルールも身に付いていない学生が少なからず見受けられる。ここではまず、学生に「作文」「感想文」と「レポート」「論文」の違いについて正しく認識させることから始まる。そして、社会学におけるレポートや論文に求められているのは、「事実」に関する客観的で分析的な報告と、その事実に対応した「意見」であることを理解させなければならないが、学生にとっては、どこまでが事実でどこからが意見なのかを意識しつつ、文章表現をすることは容易なことではない（藤田編，2006）。

さらに、質問紙の作成等さまざまな段階で多くの資料や文献を利用するが、その適切な引用法についても指導することが必要である。近年、インターネット上のさまざまなサイトからの情報を何の断りもなしに自分のレポー

トに掲載することに罪悪感をもたない学生が増えている。それが、「盗作・盗用・剽窃」という不正行為、ひいては犯罪行為であるということをきちんと認識させることは、「大学内だけではなく企業に就職してからも必要な『常識』（藤田編，2006：134）であり、アカデミック・ライティングの指導とともに、情報リテラシー教育、ネチケットの徹底という側面も兼ね備えているといえよう。

上述のように、現在の社会調査教育においては解決すべき課題が山積しているものの、学生の授業への積極的関与や社会学研究における知識の統合・体系化、さらにその定着など、その教育効果は高いといえよう。しかしながら、社会科学の知識は、研究者の理解や視点に負うところが大きい。よって、ある社会現象を研究、すなわち、社会を測定しようとする場合、「社会学では、測定それ自身を定義するという問題が生じる」（Boudon et Bourricaud, 1994：361）という認識に改めて立つ必要がある。そうするならば、社会調査教育は学生が社会を理解し、社会生活を意味づけるための「知」や「物語」を構築させるための「テクニク」、すなわち、道具としての「科学的」研究方法を修得する機会として大いなる可能性をもつこととなりえよう。

文献

Boudon, R. et F. Bourricaud, [1982] 1994, *Dictionnaire critique de la Sociologie*, 4th, ed., Paris: PUF.

藤田哲也編，2006，『大学基礎講座 改訂版——充実した大学生活をおくるために』北大路書房。

King, G., R.O. Keohane and S. Verba, 1994, *Designing Social Inquiry: Scientific Inference in Qualitative Research*, Princeton: Princeton University Press. (真淵勝監訳，2004，『社会科学のリサーチ・デザイン——定性的研究における科学的推論』勁草書房。)